

平成24年第4回竹原市議会定例会会議録

平成24年12月13日開議

(平成24年12月13日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 4 報告第 8 号 平成 24 年度竹原市一般会計予算の補正について（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 44 号 土地改良事業の計画概要を定めることについて
- 日程第 6 議案第 45 号 竹原市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例案
- 日程第 7 議案第 46 号 竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例案
- 日程第 8 議案第 47 号 竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 48 号 竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 49 号 竹原市都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 50 号 竹原市暴力団排除条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 51 号 平成 24 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 52 号 平成 24 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 53 号 平成 24 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 54 号 平成 24 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 40 号 平成 23 年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 17 議案第 41 号 平成 23 年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 18 請受第 24-1 号 中小業者の仕事起しと、地域経済循環型の政策の一つとして住宅・店舗など住宅リフォーム助成制度創設を求める請願（民生産業委員会）

午前10時00分 開議

議長（稲田雅士君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第4

議長（稲田雅士君） 日程第4、報告第8号平成24年度竹原市一般会計予算の補正について（第3号）を議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第8号平成24年度竹原市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

本案は、衆議院議員総選挙の実施に伴い、一般会計予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月16日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

補正の内容であります。総務費において、衆議院議員総選挙の実施により選挙に要する経費として、2,077万2,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。県支出金について同額を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,077万2,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ119億6,319万6,000円となるものであります。

何とぞ御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

12番。

12番（吉田 基君） 済みません、声が小さくて。この衆議院議員選挙の執行をするための経費が2,077万円、期日前投票のことで関連して、他の市では期日前投票の投票箇所を先般、何かの折に、他の自治体では何か所か、いわゆる高齢者がとりわけ竹原市の場合は、コンパクトな竹原市ではなくて、海岸線にずっと忠海町、大乘、竹原、吉名とい

うふうに、当然、北部地域もございますが、もう少し期日前投票の場所をですね。片や選管のほうは投票率を上げて政治に参加しましょう、そして、よりよい地域社会をつくっていかうではないか、こういう掛け声はいいんですが、現実には御年配の方がわざわざ市役所まで来て期日前投票をするということがかなりの負担になるという、これはまあ県議選もそう、市議選もそう、参議院議員、知事選もそう、そこらあたりのところで、少なくとも一定の支所のあるところぐらいに期日前投票をするためには、経費的にどのくらいのお金がかかるのか。また、他の自治体の様子を知っているのか知らないのかわかりませんが、もしわかっていれば、そういうところの状況、現状でどのようにして各集落単位で期日前投票を行えるようにしているのか、わかっていれば。と同時に、さらに言うならば、そういうことを竹原市として、今までのことは今までとしながら、今後そういった、少しでも市民の参加できる選挙というものを構築していくといえますか、確立していくんだというお考えがあるかどうか。まあ急に思いついたお尋ねなので、そごもあろうかと思いますが、御教授願えればありがたいと、このように思います。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 期日前投票にかかわる御質問でございます。

期日前投票につきましては、選挙当日ですね、投票に行かれないという方については、選挙、このたびは公示日の翌日、12月5日から12月15日まで、竹原市の場合におきましては、市役所ロビー1カ所において、期日前投票をしておるところでございます。

今、議員のほうから御提案いただきましたようにですね、やはり投票率を上げていくと、選挙に行っていただくと、それぞれ重要な1票でございますので、それをしっかり権利を行使していただくという点におきましてはですね、やはりそういったことも今後検討は必要ではないかなというふうには考えております。

ただ、先ほど経費的な面というような御質問もございました。期日前投票所を1カ所ふやすということになりますと、これは例えば、投票管理者の報酬、また立会人方の報酬、あるいは、その事務に従事する職員の時間外手当、こういったものがやはり経費としては必要になってくるのではないかというふうに思いますし、あと当然投票ですので、ミスがあってはいけませんから、やはりそういった二重投票を防ぐというようなことからシステムの重複しないように、確実にチェックができるという体制も必要になってこようかと思えます。

そういったような課題もございますので、今現在、本市におきましては、1カ所で期日

前投票所はさせていただいているところがございますが、先ほど申し上げましたように投票率の向上、あるいは有権者の方の利便性の向上、こういったことも非常に大事なことだというふうに考えております。今後、そういったものを総合的に検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 12番。

12番（吉田 基君） 他市でやっているところを御存じかどうか、このようにお尋ねしたんですが、今後、確かに経費の面とか、本当にどれがいいのかというのはね、ただ、私自身もそうなんです、もうさっさと投票を済ましておくというこういう、というのは何が起きるかわからないという、ちょっと今、私は課題を抱えているんで、課題いうのは不幸事、親戚にちょっと不安があって、もう不幸がある予定なんで、ちょっと尋ね方が悪いんですが、連絡があればすぐ行けるようにしときたいというのが前々からありまして、そういうときに期日前投票っていうのはすごく便利がいいんですね。

今は余り市議選なんかで1票差で当落が決まるとかいうことは少なく、次の選挙であるかもわかりませんし、過去には何度もそういう事例を見てきておりますし、ただ、投票率がだんだんだんだん下がってきているという、政治に対する不信とか、いろいろな意味もそういうことがあるのかもわかりませんが、もし経費的な面で膨大にかかるのであればですね、工夫を凝らして、期日前投票の、例えば衆議院であればずっと12日間というのは大変負担があるということであれば、5日間にするとか、いつでもできるのは竹原市役所ロビーというふうな、忠海支所、吉名支所、そういうところで、市議選の場合は1週間ですし、やはり前向きに検討をしていただけたら今後いいのかなとか、そういう思いがありますので、そこらあたりをお考えいただけたらいうことで。検討する、検討する言うてじゃ、それ一番答弁するのに楽なんですけど、しかし、こんなもんはやる気になったら、ほかがやっている以上、法律的に問題がないということだろうと思うんですね。

問題は経費の面、例えば県議選とか、市長選、市議選は市の負担になるわけで、県議選の場合は県の負担。でも、国政の場合は国が負担するわけですから、できればこのように政治が混迷しているときには積極的な参加を促すんですよという、一つの姿勢というのか、そういうものもやっぱり有権者の皆さんには伝わっていくのではなかろうかなというふうに思います。ゆえに、できれば竹原市も、小さいと言いながら、それぐらいの市議選でも県でも国政でもできんことがないと、私はこのように思いますので、これはやっぱり選管の問題だけではなくて竹原市の政治に対する情熱というか、熱意の問題だろうという

ふうにも思います。

たしか、この間、誰かから聞いたんですが、江田島は3カ所つくっているとか。能美、江田島、もう1つ何とかいう町村が。でも、竹原市も忠海、吉名には町村合併しているわけで、年寄りに竹原まで来てね、投票するという、日曜日、投票日に投票をすればいいんですが、万やむを得ない場合、何ぞ入った場合にね、予定が。ここまで来て投票しろというのはちょっと難儀であろうと思うんですね、誰かに頼んで車に乗していただいて投票をしに行くと。この誰かに頼んで乗せていってもらおうというのは、これまた、その御年配の方にとって、自分の子供がおればいいけど、そうじゃない場合は、いささか気おくれがあるのではないかなというふうに思うんで。

総務部長、そのぐらいのところで私質問をやめますが、どのように、市長にも相談しなきゃいかんだろうしね、いろいろな調整も要るでしょうし、そこらのことについてどのように思うか、ひとつ私たちに竹原市の政治参加に対する考え方について、御指導をお願いいたしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 実は私も以前、選挙管理委員会に所属しておりましたので、この件につきましては、当時の選挙管理委員会の中でもその他事項で議論をさせていただいたことがございます。確かに議員おっしゃるように、他市町において期日前投票所を複数設けておるところもございますし、その背景としては、さまざま事情があるやに認識をしております。例えば島嶼部でございますとか、市町村合併によるその背景でございますとか、さまざまいろいろあろうと思いますので、一概に、その何と申しましょうか、エリアの距離であるとか、人数であるとかということとは言えないやに認識をしております。

一方では、その期日前投票のその期間というものはですね、それぞれ法律でも、いわゆる全ての期間開設しなきゃいけないということにはなっておりません。御紹介にありましたような短い期間で開設されているようなところも中にはございます。それらを総合的に踏まえましてですね、先ほどの事務局長が申し上げましたとおり、やはり投票率の向上というものは永遠の課題であるというふうに認識をしておりますので、経費の問題もありますけれども、全体の流れの中でですね、さらに、過去からのテーマでありますこの件について検討をさせていただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 12番。

12番（吉田 基君） それともう1つね、選挙のことにに関してね、選挙管理委員に対し

て選挙活動とはどういうものか。要するに、公職にある者は選挙活動ができない、これはよく知っていることですね。でも、必要以上に拘束をしている旨があるんですよ。

選挙活動とは何ぞやということは、街頭に立って候補者の推薦の弁をとるとか、推薦人になってはいけないとか、個人演説会において弁士の役ができないとか、いわゆるそういうものが選挙活動であって、後援会活動とか、ありとあらゆる活動に対してできないというふうな趣旨の選挙管理委員及びいろんな公職にある人に間違っただ指導をしているやにちょっと聞いているんですが、その点についてよくよく整理して、そういうことを指導しとくべきだろうと私は思いますよ。一つ一つ事例を挙げたら数、まあいいか。そういえばそうかもわからんという、その人の言いわけに使われているのかなとかいろいろあるかもわかりませんよ。確かに例えば、選挙管理委員が立会演説とかの代理人になったり、個人演説会で弁士をやったり、そういうことはできません。ただ、それと、何もかんもやったらいかんということではないという仕分けを、やったらいけないものだけを指導しとくべきだろうと、こう私はかねがね思っております。

今、衆議院の選挙真っ最中だから、そういう事例にちょこちょこ当たるんですね。みんな解釈を間違っているんですね。じゃ、どこでそういうことを言われたかということ、選管のほうからと。何でも紛らわしいものは全部好ましくない、グレーゾーンの分も全部やったらいけない。こういうことがあるのかどうかね、念を押しときたいというのか、一度選管の職員自体が、公職選挙法についてきちっと勉強をしていただきたいという、間違っただ指導にとられるような、やっぱり注意というのか、いろんな方々に言っちゃいかんと思うんですよ、僕は。この点について選管の事務局長さんですか、どのように整理されているのかわかりませんが、一定のお考えをお聞きしときたいと思います。

議長（稲田雅士君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 確かに公職につかれています方、特に地方公務員でありますと、我々職員は、地方公務員法と公職選挙法、この法律によりまして、そういった政治活動ですとか選挙運動というのは厳しく制限されております。また、そういった選挙管理委員でありますとか、その他の公職の方、非常勤特別職の方についても、職員ほどではございませんが、やはりそういった法律によって制限が加えられております。地位を利用した、そういった活動ができないとかというようなことがございます。そういったことにつきまして選挙管理委員会の事務局、職員のほうでですね、確かに今議員言われましたように、しっかりと法律を勉強してですね、間違っただことのないようにやはり指導は

していかないといけないというふうに思っております。

お問い合わせ等がございましたときには、そういったところをしっかりと調べましてですね、適切な回答はさせていただいているというふうには思っておりますが、今後もやはり研さんを積んで間違ったことはしないようにですね、そういった指導は、私のほうからもさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(12番吉田 基君「もう一回」と呼ぶ)

議長(稲田雅士君) 3回。済みません。3回ですので、12番さん。

(12番吉田 基君「みんなにもわかってもらいたいか
ら言ったんです。いいです」と呼ぶ)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(稲田雅士君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(稲田雅士君) 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することと決定しました。

日程第5

議長(稲田雅士君) 日程第5、議案第44号土地改良事業の計画概要を定めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長(稲田雅士君) 市長から提案説明を求めます。

市長(小坂政司君) 議案第44号土地改良事業の計画概要を定めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、団体営土地改良事業として、田万里町中田万里地区において実施する圃場整備計画に関し、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであ

ります。

当計画地区の農地は、河川沿いの緩勾配から山際の急勾配と変化に富み、総じて急勾配の地形で面積も小さく、形状は不整形で営農効率が悪く、さらには農業従事者の高齢化が進んでおります。基盤整備の実施により法人への農地集積を図り、地域農業の活性化と経営力の高い法人育成による地域の活性化のために整備するものであります。

圃場整備計画の概要といたしましては、地区面積は17ヘクタール、整備面積は13.6ヘクタール、総事業費は3億100万円であります。平成25年度から平成29年度までの5年間で実施するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、この議案について質問したいと思います。

今回のこの議案は、3億円余りの圃場整備事業の計画の提案であります。私がここで聞きたいのは、この圃場整備全てをですね、圃場整備っていうのは農業基盤の整備、生産性を上げるという大変すぐれた目的というのがありますし、この事業に伴って竹原市内のこの事業者への仕事、雇用問題等々、経済波及効果っていうのは私は大いに結構だという面での理解はしております。そういったことを前提にしながらですね、この竹原市の抱える農業、日本全体っていうちょっと大きなテーマになって、竹原市だけで、私は片がつくという問題では決してないというのは承知しております。

しかし、この今回提案されるような圃場整備、基盤整備っていう事業が、竹原市の農業の中で今位置づけられて、優先度から見ると、最優先といたしますかね、主要な事業の一つとして位置づけられていると。しかし、私はちょっとこれでいいのかなというのをずっと持っているもんですから、あえて聞きたいというのは、これは中国農政局が7日にまとめた農業経営統計調査というのがあります。これは12月8日付の中国新聞に載っております。ここでは中国地方の農家1戸当たりの農業所得は79万円と、全国9地区で最低だったと。それと、別のコメントは、収益の低い米農家が多いのも一因だと。ということで、今、農家の方の置かれている実態、農業所得が示されております。

それで、私は、るるこれまで、緊急にはこの農家の方の価格補償とか所得補償とか、それを市独自の支援措置をすべきではないかということはいままでるる申し上げましたし、国が数年前からその一定の措置がされるようになりました。しかし、そういった国の支援

措置が一定行われた段階でも、先ほど農政局の資料による農業所得というのが現実です。ですから、決してこれで、私は、まだまだここに、農家の方の直接やっぱり支援といいますかね、これがやっぱり今、竹原市の農業を守るためにも、端的な言い方すれば、基盤整備も必要なんだけども、その優先度として、この農業への直接支援といいますかね。国も一定やっているけれども、それを上積みするようなどいいますかね、これがやっぱり今大切なんじゃないか。それと同時に、これは中・長期的な施策も要るんでしょうけども、農業の後継者ですよ、これをどう育てるかというのは簡単にはいかないと思います。

今、TPPの問題等々、本当に厳しい環境が今は論議されております。それだけに私はやっぱり竹原市の農業という面では、この5年、10年かけてでも、やっぱりその後継者を育てるというしっかりした視点を持って、農業関係者とさまざまな知恵や工夫を出していかないと、簡単にはいかない問題だというふうに思うんですね。

ですから、大ざっぱな言い方はしていますが、この農業基盤整備、今度の圃場整備を私は反対するつもりはありませんけども、これを、端的に言えば質問という形になりますと、この圃場整備をやって生産性を上げて、今、市長の説明があったような農業生産を集約するという、この説明なんです。ですから、ここが本当に今、竹原市の農業を守る、後継者を育てるという点から見て、優先的にやっぱり位置づける施策とは違うんじゃないかと。先ほど私が言ったような戸別所得価格補償、農業者への支援、市独自の措置が今は必要じゃないかと。これがやっぱり竹原市の農業を守る道ではないかという、その提言といいますか、構想というのを私はここであえて言いたいし、その点で質問ですから、この圃場整備をやることによって本当に今の竹原市の農業がね、どういうふうに活性化するかというその説明責任はね、やっぱりきちっとする必要があるのではないかとということで、具体的にはこの圃場整備での農業者の負担というのは1反当たり44万円かかります。ですから、こういった44万円の負担をこの事業に参加される農業者の平均年齢とか、先ほどの年収とかもわざわざ言いましたけれども、そういった状況の中でね、本当にどう負担していくのかなという、私は暗い大変厳しいという思いは率直に持っておりますけれども、逆に言えば、ここへの支援が私は必要、この圃場整備をやる前提の場合はずね。

だから、そういったこともあわせて、この圃場整備の本当に農業者の負担を考える、この竹原市として本当に農業を守り育てるといふことの説明をもう少ししていただければなというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 中田万里地区の圃場整備にかかわっての議員のお考え、こういうハード整備よりも直接支援が優先ではないか、また負担のあり方は大丈夫かといったような御質問かと思えます。

まず、この土地改良事業につきましては、農業農村整備事業のうちの農業生産基盤整備、いわゆるハード整備の中で、土地改良事業という名で定義をされております。この土地改良事業の基本原則につきましては、道路や河川の同じ国の補助を受けて実施する事業とは違いまして、いわゆるその地区の、例えば15名以上の受益農家が必要であるとか、それらの農家さんの事業の中での事業効果がどうかといったような、この下から積み上げてくる、いわゆるボトムアップ型の事業が土地改良事業でございますので、市の財政的な理由もありまして、田万里地区全体の中を上、中、下と3工区に分けて実施をしている状況であるというのは御承知のところかと思えます。したがいまして、この土地改良法に基づいて土地改良事業は実施をしていきますけれども、また、その背景には国の食料・農業・農村基本法、こちらの理念の中にあります農業の持続的な発展であるとか農村の振興、こういった根底を受けて農業生産の基盤整備事業として実施をするということ、まず御理解いただきたいと思えます。

その中で、直接支援的な制度、これについては、例えば今であると、戸別所得補償制度であるとか、中山間地の直接支払基金といったような、国策でそういう所得補償の制度もございまして、そういったものと、こういう基盤整備を絡めながら効果を上げていくというのが我々の使命だというふうに思います。その中で、こうした法律のもとです、竹原の農業振興地域整備計画、また竹原市の農業経営基盤強化促進基本構想といったものを市は策定をしておりますので、こうした中で、中山間地であります仁賀、小梨、田万里、こういう中山間地区においては農地の一体的管理、また生産組織の育成を図るということとしておりますので、その基盤整備事業の一環として圃場整備事業を実施しているという状況でございます。

土地改良事業、これはボトムアップ型と言いつつも公共投資であることに間違いございませんので、その中では生産性が向上する農家レベルの効果、これは言いかえれば、受益農家の私的財産の農地の利用関係などに影響が出てきますので、応分の受益負担を求めるといことで、言ってみれば地元の理解のもとで事業が進んでいるということでございますので、負担金のあり方についても、そのように御理解いただければというふうに思いま

す。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） この資料を見ますと、今の説明の資料を見ますと、やっぱりわかりやすく言えば、この3億円余りの圃場整備事業をやって生産基盤等々の事業効果が2,450万円と、2,400万円余りの事業効果があるよと。これは、確かに全く私も否定するという意味ではないというのは前段で申し上げたとおりです。

しかし、現実には、先ほども言ったような中国農政局の農業所得の実態があります。それで、1つは、この3億円の事業をやるのに、農業者の負担が反当たり20%、約44万円の負担が要するという現実があります。ですから、私はそこが心配なんで、せめてこのやる前提とした場合はですね、ここの負担を少しでも軽減するような措置が、やっぱり直接的な支援策、その基盤整備をやるための支援策としては考えられますよね。確かに経済的ないろんな財政事情というのものもあるんでしょうけれども、20%の負担、これをその15%なり、可能な支援措置を私はやっぱりやらないと、この本当の事業効果という面が上がってこないというふうに私は思います。ですから、

そこが1つは、直接支援をぜひ打ち出す必要があるということについてが1つと、そして現実にこの負担をする農業者の平均年齢ですよね、農業所得もわかれば教えてほしいということです。

議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） まず、今回の中田万里圃場整備事業について、今現在この議決を求めております事業計画概要、参加者は37名でございます。37戸と表現申し上げたほうが正しいかと思えます、37戸の参加戸数となっております。

申しわけございませんが、平均年齢等はわかっておりません。

それで今回、先ほど議案の参考資料の計画概要書のところでの御質問でございますけれども、ここの事業の効果については、参加戸数の所得という意味での事業効果ではなくて、先ほども御説明をいたしましたように、例えば農家レベルの生産性が向上するといった農家レベルでの効果、また、食料を適正な価格で安定的に供給するといった国民経済的効果、それから、地域経済の振興や生活環境の整備等による定住、また定職条件の向上といったような地域レベルでの効果を、国の補助採択基準に従いまして、はじいたものが2,450万円、約2,400万円の事業効果、これは単年度の事業効果ということでご

ざいまして、こういう事業の効果につきましては、議員の御質問にあるような農業者の所得が幾ら上がるかといったようなところも、作物の生産効果といったような項目では、これも国の基準に従いまして、参加者数、参加面積、それから、農機具等の保有状況等も詳細に調べた上で、所定の単価を掛け合わせた事業の効果をはじいているものでございますので、そういう部分で、わかりやすい部分で言えばですね、例えば地籍確定効果というのが議案参考資料の計画概要書の中にございます。これは、この事業をやると、土地、農地の面積が測量をいたしますので、確定をいたします。そうした場合の地籍確定の効果というのは、やらなかったときと、やったときの差をはじいているもの、国土調査、地籍調査というのをやったときにかかる費用と、今回、この中田万里地区が圃場整備をすることによって測量をする、それで面積が確定するという部分については地元の御負担は要らないわけでございますので、そういったもろもろの事業の効果というのをはじいて、初年度ではありますけれども、2, 400万円の事業の効果が出る。これについては、事業計画期間1期5年、その後40年にわたっての事業の効果をはじくものでございまして、全体では4億4, 000万円の事業効果が出るということで国の申請の準備を今進めている状況でございますので、一定にはその37戸の個々の所得を調べるのではなくて、参加面積による基準単価といいますか、そういったところで、おおよそこれぐらいの農業所得があるだろうというようなところでの効果算定をしていると、こういった複雑な事務をしておりますので、一概に37戸の農家の所得をどうこうということについては調査はしておりませんので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと答弁漏れがありましたから、いろいろ事業効果なり、地籍調査等のいろいろ効果というのは説明がありましたんですが、私が一番最後に質問したいのは、農業所得の平均所得の実態っていうのは、さっきの統計でちょっと示しました。こういったやっぱり実態を踏まえることは必要ですし、現実問題としては、どこの事業でも一緒でしょうけども、その農業なら農業、いろいろやっぱりその生産するなら生産する、そこに投資して、そこでもうけて返すというのは、これは経済のルールだっていうのは大原則ですよ。だから、その農業で、それがきちっと当てはまるかどうかっていうのは別問題ですけども、そこが大変厳しいから私は心配しているというのが大前提です。ですから、こういう本来この負担との関係の問題で言えば20%の負担、44万円の負担、1反当たりの負担になる。ここをどう返すかという面では、確かに本来、作物をつく

ってその収益を上げて返すというんが本来なんだけど、そこの説明責任はやっぱりきちっとできないぐらいに厳しい実態があるのが現実ですよ。ですから、やっぱり農業以外の収入で充てざるを得ないというのが現実だろうというふうに推測できます。

ですから、私としては最後に言いたいのは、この20%の負担をね、可能な限り軽減するというのも私、農業への支援策の一つということになると思うんですけど、その点やっぱりどうでしょうか、最後に質問します。

議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今回の中田万里圃場整備事業につきましては、地域自主戦略交付金と、この国の交付金を活用しての事業実施ということで、負担区分については国、県で55、15、70%、地元で30%ということで、市が10%、地元が20%というふうに一定の負担割合を決めております。したがって、この中田万里の圃場整備事業の中で、20%の負担軽減を図るというのは技術的にも難しい状況にはございますけれども、先ほど来、議員もおっしゃっていますように、戸別所得補償であるとか、そういったソフト面的な圃場事業というのは、今現在、この田万里の地区においては集落組合法人、営農の組合法人の農事組合法人たまりが設立をされておりますので、そうしたところの事業活動に対する中山間であるとか、戸別所得であるとか、また違った形の支援策を引っ張ってくるということは可能だろうと思っておりますので、そういったところで総合的に判断していくのが現実的ではないかというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 14番。

14番（小坂智徳君） 3回の質問でございまして、一気に多岐にわたりまして質問をしたいと思っております。

まず、先ほど課長のほうでいろいろと11番議員に対して御答弁をされました。それは後ほどするとして、ちょうど先般、先ほど答弁の中でありましたように農事組合法人たまり、こういった方、あるいは、もう1つの農業法人等々が会議所の地域ブランドの協議会等々に参加をされていたそのとき、いろんなその農業法人の方々が個別に現状等々をお話をされた、こういったことを私ども聞いておるわけでございます。そのとき、今日まで上田万里、あるいは下田万里等々が整備をされていらっしゃる。そして、農事組合法人たまりにおいては事業をされている。そういったとき、こういった実証運営方法等々のお話があったのか、まず、これを1点目にお聞きをしたい。

そして、2点目の質問でございますが、今日まで私が聞いておる限りは工事等々、あるいはいろんな完成後、着手前、いろんな多くのトラブルがあるということを聞いておるわけでございます。例えば、1つの例を言いますと、水路の関係で、いわゆる水田には下手の方も水が要るわけでございます。そういったとき、水利権者の方々は全然呼んでいない、あるいはそういったことによりまして、ある例えば、50センチの水路がなければいけないのが30センチ余りであって、いろいろとクレームがついて、指摘があって初めて是正をされた工事のやり直し、こういったことも聞いておるわけでございます。そういったトラブル等々によって、どのような把握をされているのか。

そしてもう1点は、大変言いにくいわけでございますが、担当課の職員の皆さん方の対応といったものが、今日まで私が聞いている限りは、いろんなところで職員の対応が悪い、誠実さが無い、このようなことも聞いておるわけでございますが、担当課の課長、あるいは部長においてはこういった把握をされて、どのような指導をしているのか、この点につきましても御答弁をいただきたいと思っております。

また先ほど、少し関連もするわけでございますが、他の過去には小梨とか、宿根とか、西野とか、仁賀とか、いろんな圃場整備等々をされていらっしゃるわけでございます。そういった中で、過去のいろんな圃場整備の完成後の検証といったものは、こういった検証方法をされていらっしゃるのか、この点につきましても、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

また、先ほど11番議員が大きな視点からお話をされたわけでございますが、竹原市の農業のあり方、今後こういった農業政策を講じていくのか、この点につきましても、わかりやすい御答弁をいただきたいと思っております。

そしてもう1点は、工事におきます発注等々は、過去には県の土改連等々の指定の業者がしておったわけでございますが、最近の動向といったものは、市内の業者に発注、こういった傾向でございまして、いろいろと業者の方々も喜んでいらっしゃる、こういったことは聞くわけでございますが、じゃあ、業者の方々のレベルアップ、こういったものはどのぐらいアップになっているのか、工事そのもの、こういった把握、この点につきましても御答弁をいただきたい。

そして、議長には大変申しわけないんですが、農業委員会の中でこういったいろんな問題点等々は、どのようなテーマを持って議論をされているのか、この点。そして、農業委員会とは何ぞや、この点につきましても御答弁をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） まず、市内の農業法人の運営状況ということでございますけれども、先般の会議におきましては、それぞれの法人の役員さんのほうからの御発言では、いわゆる現在取り組んでいる作物、それから悩みと申しますか、課題というところで、大きくは流通に係る、要は売り先と申しますか、商品の販売先のところでの悩みというのをそれぞれの法人の皆様は御発言をされておりました。そうした中で、それぞれ小梨にしても田万里にしても、今現在、法人を立ち上げられました5年間の経営計画を持って、例えば田万里であれば、米、アスパラ、イチジク、そういった重点的な品目を定められて活動を続けられておるといふ状況ではなかろうかというふうに思います。

それから、工事後と申しますか、工事完了後のそうした不備が出た場合の対応ということでございますけれども、これについては、施工業者とのいわゆる瑕疵担保の部分であるかどうかというような判断で、おおむね1期の事業が5年間ございます中で、それぞれの年度で施工をしてもらった業者さんとその地元と申しますか、参加者の方から、この水路が、この農地がといったような要望については、現場で打ち合わせをしながら、その瑕疵担保が認められた場合については、業者のほうで再工事をしていただくといったようなところが今の現状でございます。

それから、職員対応が悪いといった御指摘でございますけれども、これについてはいろいろ、これまで私も仁賀、上田万里、中田万里といった形で地元の推進委員会の皆様と接触をする機会がございまして、そういったことを会議の席上、直接言われたことはございませんけれども、あと個別にそういうことをこそっと教えていただいたようなこともございまして、で、実際にはですね、圃場整備事業、これ市施工とは言いつつも、先ほども御説明しましたように、実際には地元の受益農家さんの申請と申しますか、同意のもとで動くということで、市もやらせていただく、地元もやっていただくというような、そういう双方の何ていうんでしょうか、そういうお互いが理解をし合う関係は必要だということで、地元の方からそういうお話をいただいたこともございますので、少なくとも今、上田万里、中田万里については、そうした意識で我々職員も臨んでいる状況であるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、過去の事業の圃場整備事業の検証をどうしているかということでございますけれども、基本的には、現在ですね、圃場整備をしたエリアについては法人化、そういう

集落営農的な経営の効率化を図るといのが条件下になっておりますので、そういう意味では、小梨、田万里については、圃場整備をした後のそういう法人の設立についても市がその法人設立にも協力をしている状況。それから、そういうなかなか法人化できない集落については、中山間地域の直接支払制度、こういったものを活用していただくように働きかけをしていると。

今現在では、人・農地プランの作成というようなことで、担い手育成等にも絡んだ地元でのそういう事業計画をつくってみませんかというように、そういう農振区長を通じて地元との意見交換会を開きたいということで、取り組みを進めている状況でございます。

それから、今後の農政については、今、これまで説明をしてきましたように、一定にはそういう経営の効率化を図る中でいろいろと今抱えている農業の問題、直売施設、それから、今言いました卸売系統出荷というような、そういうバランスのことだと考えておりますけれども、そういったところも市も支援をしていくべきではなからうか。それからあとは、耕作放棄地であるとか、担い手の解消に向けた、そういう農地の集積を図っていく、これは地元のJA等々の協力が必要でございますけれども、そういう農地の集積と経営組織体の強化が中心になってくるのではなからうかと思えます。

それから、施工業者の状況でございますけれども、議員の御質問でございますように、ここ数年、地元の業者でこの事業を施工しております、そうは言いますが、この圃場整備事業、現場で一定に高低差が変わるようなこともございますので、現実問題としてですね。地元の要望を受けて現場合わせの部分もございますので、そういう部分については今現在も土地改良連合会、こちらの現場監督補助員制度というのを活用しながら、業者の指導に当たらせていただいている状況でございます。

産業振興課としては、以上でございます。

議長（稲田雅士君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西原正教君） それでは、農業委員会より質問に対して説明をさせていただきます。

まず、農業委員会といたしましては、食料の生産基盤であります農地の確保、そして保全等を念頭に置きまして、今回この田万里地区におきましても、法人設立、また農地の集積、また担い手等の育成等に積極的に参加し、農業の生産基盤の確立のため鋭意努力をいたしているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

(発言する者あり)

はい、済みません。

農業委員会の中では、先ほど申しました集積の関係で利用権設定等、上田万里、下田万里におきましても、そういった集積等の案件において、懸案を協議、検討しております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 14番。

14番（小坂智徳君） まず、2回目の質問でございます。

結局は、この間の協議会の中ではいろんな販路の問題、農協に卸すのか、あるいは生産者から消費者へ直接にルートをやめるのか、こういったことではないかというような御答弁だったんですが、ぜひこれは担当課としてからそういうルートをつくっていただきたい。そしてまた一方では、私自身の認識では仁賀のお米とか、あるいは寒暖差の多い小梨とか宿根とか、あるいは私どもの西野とかいうのは、どこへ出しても恥ずかしくないようなお米である、そういったことで、例えば道の駅とか、いろんな米の販売、あるいは米を主力にする、こういった地産地消といったものも、ぜひ課長におかれましては、あるいは担当部長におかれましては力を入れて視点を変えてやっていただきたい。こういったことを強く申しておきたい。また御答弁をいただきたい。

そして、いろんなトラブル等々につきましては、恐らく私自身が10のうち2つ、3つ、そのぐらいしか直接には聞く機会がございません。そして、今までいろんなことを聞きましても担当課のほうには余り言わないようにした、きょうはせっかくの機会でございますと言わせていただくわけでございますが、いわゆる事前の調査、話し合い、こういったものがなかなか不十分ではないかというのが、どの圃場整備に当たっても説明会等々で、いろいろと後になってトラブルがある、こういったことではないかと思えます。

そして、先ほど言いました水路の問題。これは、いわゆる昔から我田引水という言葉がございますが、自分の家には、田んぼのほうには水を引く、こういったことで語源が出ておるわけでございますが、下手のほうは、先ほど農業委員会のほうの西原さんのほうが御答弁がありました、小坂市長のほうまで、あの水路といったものは行っておるわけでございます、後になって直すというふうなことは、私はそういった事前の話し合いとか調査、こういったものが不十分ではないか。今お聞きいたしますと、業者のほうがいろいろとやる、逃げの答弁でございます、私は事実はそうではない、このような思いがするも

んで、この点につきましても御答弁をいただきたい。

そして、職員の対応でございますが、恐らく過去には取って投げたような対応、こういった職員の方もいらっしゃる。しかし反面、幾ら言っても報告、連絡、相談、こういったものもない、こういった頭をひねっても事実あるわけです。私はそういったことにおきまして、もう少し農林関係の職員といったものはいかかなものかという懸念さをずっと持つておったわけでございます。ぜひ部長におきましても、課長におきましても、いろいろと指導をいただきたい。農業専門の専門職のいろんな知識は持っていらっしゃると思いますが、その辺のところもよく考慮をしていただきたい。これも御答弁をいただきたい。

過去のいろいろと圃場整備の検証等々、私はなかなかそれは難しいと思います。しかし、実績を上げているか上げていないか、先ほど言いましたように、どんな課題点があるのか、これは足を運んでいろいろと聞くべきではなかろうか、このような思いもするわけでございます。

そして、経営の能率化等々におきましても、先ほど11番議員が言われましたように、いわゆる最近の動向といったものは農業法人等々が設立をされた、しかし、いろんな課題点があって、途中で破綻をするのではなかろうか、こういった思いもある。また三十数人余りの、あるいは二十人余りの皆、農業法人でございます。いろんな声を聞いて、そして支援をするべきではなかろうか、このような思いもするわけでございます。この点につきましても御答弁をいただきたいと思います。

また、業者にかかわるレベルアップ、こういったことを聞いたわけでございますが、今お聞きいたしますと、土改連のほうから監督さんが来ていろいろと御指導をする、このような答弁でございました。しかし、十数年前も、圃場整備に関する指摘、こういったことは言ったわけでございますが、今は機械化されまして、コンピューターがもうセットをすれば素人でもできるような、そういったこともあるわけでございます。

今、課長が言われるのは、臨機応変さを持った、それはもちろん技術力、そういった面におきましても、技術アップの講習とか業者の指導、こういったものもぜひ取り組んでいただきたい。この点につきましても御答弁をいただきたい。

そして、農業委員会の何ぞや、目的、こういったことを聞いたわけでございますが、私は、農業委員会というのは、農業の生産力の向上、あるいは発展、そして合理化、経営の合理化等々を図る目的でできている、そして、そのために、いろんな地位の向上もしなくてはいけない。そして、そのための農業委員会であって、各農業委員の皆さん方がいろいろ

ろ活発に視点の違った、あるいは角度の違う専門意識を持った皆さん方が農業委員会の運営そのものをされる、このような認識を持っておるわけでございます。

私が言いたいのは、もっともっと農業委員も、農業委員会の担当課の方もおたくもかつては農林のほうに所属をされていた、熟知をされていらっしゃる方でございます。ぜひ活発な議論を進めていただきたい。この点につきましても御答弁をいただきたいと思えます。

議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） まず、市内の農業法人の運営にかかわっての再質問でございますけれども、おっしゃるとおり、米であるとか、そういう法人が戦略的に取り組もうとしている品目については支援をしていきたいというふうに思いますが、全体の課題としましては、生産者における安定供給、安定価格といった課題の解決に向けた取り組みということになるかと思います。少量多品種といったような取り組みも必要であると思えますし、どちらにしても、安定的にその農産物が提供され供給され、また加工とかそういう方面にも活用されるというのが望ましい姿だろうと思えますので。

また、米については一定に生産調整という国策での作付面積の調整もございますので、なかなか量をふやすというのは難しいという状況にはございますけれども、その中で飼料用のお米であるとか、加工用、米粉用のお米であるとかというようなところへの作付の変更も進めながら、ブランド的なものはブランドとして販売する戦略も考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、工事前後にかかわっての地元との課題の整理ということについては、実際現場です、地権者といいますか、農家の方と打ち合わせをしながら進めた結果も、やはり思わしくない状況というのは現実としてございますので、そういう部分については、できる限り現場での対応をしていきたい。また、今、水路ということで具体例で御説明がありましたけれども、実際には農家の方がこちらの水路からここへ水が入っているというお話の中で、設計をして実際に現場で合わせてみると、違った水路からの用水が来ていたといったようなこともございますので、なかなか平面図の上だけでは解決できない問題だと思えますので、現場を重視しながら対応してまいりたいと思えます。

それから、職員の対応につきましても、先ほど申しましたように誠意を持って今対応をしている状況でございますので、そういう中では時として、協議ということの場が多々ございますので、やはり圃場整備の中にあつて市が全部やってもらえるもんだと思ってい

っしゃる参加者の方も中にはいらっしゃいますので、できること、できないことをはっきり申し上げる時点で、そういう対応が悪いといったようなことになっている部分もあろうかと思っておりますので、そこについては、そういうぎくしゃくするようなことがないように配慮しながら、今後も誠意を持って対応させていただきたいと思っております。

それから、今後のそういった過去の圃場事業、また、法人が今設立をされている状況の中でそういった、全般的にはそういう農業政策の中で、先ほど来申し上げております農地を集積したり、耕作放棄地の解消に向けた取り組みをしたりというようなことで、これについては地元と話し合いをしながら、優先順位を決めながらというようなことで進めていくのがやはりお互いの真意がわかっていいのではないかというようなことで、これについても、地元との協議の中で具体的な事業を組み立てていければというふうに考えております。

それから、業者の指導の関係については、うちの技術職員のレベルアップも含めまして、そういう専門的な業者がもう今現在は、全面的に委託をして事業をやっていないというようなことで市内業者も含めて、特にそういう経験のある業者の状況も含めてですね、そういう打ち合わせができる環境をつくっていければというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西原正教君） 先ほど小坂議員さんが言われましたとおり、農業委員会の執行、また農業の役割等につきましても、議員さんが言われるとおりでございます。

それで、今、農業委員会の職員といたしましては、そういった農業委員会の執行する事務、及び今農業委員会に職員は2名おるわけでございますが、2名とも産業振興課の兼務職員という形になっております。そういったほうからも農業委員会、産業振興課という隔てをのけまして、今さっき申しましたとおり、法人の設立、また今は農地の集積、また担い手の育成等、また工事の現場等におきましても鋭意努力をしておりますが、先ほど議員さんの指摘のとおり、再度認識を持ちまして、これからも今以上に努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（稲田雅士君） 日程第6、議案第45号竹原市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第45号竹原市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例案について、提案の理由を説明申し上げます。

本案は、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、公共下水道の排水施設及び処理施設に関する構造の技術上の基準を定めるとともに、終末処理場の維持管理について定めるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） 担当委員会でないもので、1点だけ素人のような御質問をするんですが、例えば、次の工事から共同溝方式、いわゆるガスも電気も全て上下水道も入るといふボックスの場合、この条例案というのは適用するんですか。その点だけ御答弁をいただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） ボックス工事といいますが、公共下水道法第2条第3号に規定する公共下水道には該当いたしませんので、構造上は準拠するというような格好に

なろうかと思いますが、該当はいたしません。

以上です。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（稲田雅士君） 日程第7、議案第46号竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長からの提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第46号竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、水道法の一部が改正され、布設工事監督者に必要な資格等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、市が行う水道の布設工事について、布設工事監督者を置かなければならない工事を定めるとともに、布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格を定めるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） 法律に基づく条例改正というのはなかなかわかりにくいところがあり

まして、何で条例改正しなければならないのかなど、こういう感じしばしば持つわけでありまして、何点か確認させていただきたいと思います。

この水道条例に関しては水道法の改正と、こうなるわけでありまして、その前段としては、地域主権改革法に基づく一連の改革の一環の条例改正と、このように理解してよろしいのかどうか。この点について上下水道課長の答弁をいただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 今回、上下水道課の提出させていただいた議案のうち2件は、いわゆる地域主権改革関連一括法の公布により、今まで法律に定められていた基準などについて、地方公共団体の条例に定めることとされたことから、法令を十分に参酌した条例案として提案させていただいているものでございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 例えば、地方自治法の改正によりまして、公の施設への指定管理者の導入が制度されましたよね。それで、それにかかわって、私もよくよくこの委員会とか、本会議場でもいろいろ議論がなされるわけですが、今までの伝統的な考え方によれば公の施設は地方公共団体なり、そうした公の団体が管理運営するんよと、こういうことじゃったわけですよね。それで、さまざまな公の施設についても指定管理者制度を導入することによって、民間の経験の英知であるとか、そうしたノウハウ等を持ってより効率的な運営をしていくと。こういう形でされたと思うんですけども、今回の条例改正法もですね、実は地方自治法における指定管理制度の導入による公の施設への民間活力の導入いいですかね。この水道条例に関しては、基本的に今まで地方公営企業たる水道事業は、基本的に地方公共団体がみずから実施すると。一部いろんな面の委託等があるにしてもね。これで基本的に地方自治法における指定管理者制度の導入におけるような、いわば水道事業における第三者機関、もっといえば民間活力の導入になるんか、あるいは先進自治体の、例えば東京都であるとか、大阪府であるとかのような非常に先進的な水道施設の設置運営管理等についてですね、そうしたいわば第三者の導入を図るような水道法の改正ではなかったかと、このように考えるわけでありまして、この点について上下水道課長の御答弁をいただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 大都市におきましては、そういった法改正を受けまして指定管理制度とか、包括民営制度とかっていったって、業務委託等を実施しとる事例がございま

す。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 最後になりますけれども、時間軸はさておいてですね、時間軸というか、中・長期的な時間軸を含めて考えれば、例えば、そういう竹原市が公営企業たる水道、あるいは下水道事業も含めてですね、まあ、下水道がどうなるかわからんけれども、少なくとも水道事業においてはそうした第三者への委託というものも含めて、中・長期的に考えればですよ、そうしたこともあり得るといふ条例改正と、このように考えております。その点について再度確認させていただきたいと思っておりますので、再度の上下水道課長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 今回の条例案につきましては、市が実施する地方公共団体が実施する水道事業についての条例案でございますが、包括民営といった事案につきましても、今後、他都市の条例等を十分参酌しながら検討してまいりたいと。議員のおっしゃられるとおりの時間軸の流れを感じております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 済みません、ちょっと出おくれまして申しわけございません。

条文をずっと見させていただきまして、今、本当にいろんな工事をするとき、こういった資格というのが必要だとかというふうに規定されてきております。ここにおいても本市において布設工事監督者の資格であるとか、一つ水道技術管理者の資格というふうになたわれてきたわけなんです、具体的に言えば、これはどこが発行する資格であり、資格証明書というのがあるんでしょうか。お願いいたします。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 端的に資格を証明する免状のものはあるかといいますと、特にありませんで、経歴で判断いたします。

この資格につきましては、現在まで法令で定められていた基準でありまして、今後も本基準を遵守することで水道施設の安全が確保できると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） ちょっとそこら辺が理解できないところなんです。例えば、免許なら免許資格、技能講習なら技能講習という、これ労働基準協会あたりが定めている資格があるわけなんです。これに関して経歴等で準ずるといふふうに判断すればいいんでしょうか。そうしたときに、実際これに携わる業務の人たちが、じゃ、勝手にてんぷらで実はこうなんだということで、これが認定されるわけでしょうか。そういったところが何かちょっと不理解でして、もう少し説明いただきたいと思うわけですが。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 済みません。今回の条例案は地方公共団体である竹原市の水道事業において工事の監督者と技術管理者、いわゆる監督員の資格要件をこういった年数が必要ですよというところを定めておりますので、請負者においてそういったことが必要だということではございません。市の中のそういった技術者の資格について必要な年数を定めるといった内容でございますので、御理解いただくようよろしくお願いします。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 済みません、最後の質問でございますが、事実、竹原市内の業者さんの中で、こういった資格を取得されている業者さん、あるいはそういったところの把握はされているでしょうか。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 先ほども御説明申し上げていましたが、請負業者については、この資格ではなしに、建設業法に定める資格というふうな格好になるかと思えます。

市の監督員及び検査員の必要な資格という内容でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（稲田雅士君） 日程第8、議案第47号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第47号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、市長の選挙における候補者に係る選挙運動用ビラの作成の公費負担について、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、市長の選挙における候補者に係る選挙運動用ビラの作成について、候補者がビラ作成業者に支払うべき金額のうち、選挙運動用ビラの作成単価に作成枚数を乗じた額を、市がビラ作成業者に対して支払うこととするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議長（稲田雅士君） 日程第9、議案第48号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案の朗読をさせます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第48号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、特定事業場から公共下水道または流域下水道に排除される下水について、新たな規制物質として、1. 4-ジオキサンに関する水質規制の基準が定められたことに伴い、除害施設の設置等の措置を義務づける基準として、この規制物質に関する基準を新たに加えることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（稲田雅士君） 日程第10、議案第49号竹原市都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第49号竹原市都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、特定環境保全公共下水道事業の実施に伴い、分担金の徴収について必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、今後の下水道事業計画により、特定環境保全公共下水道事業の実施が見込まれておりますが、この事業の受益者から費用を徴収するに当たり、その徴収の根拠が現行の条例における都市計画法に基づく受益者負担金ではなく、地方自治法に基づく分担金となることから、条例において、分担金に関する規定を整備するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

議長（稲田雅士君） 日程第11、議案第50号竹原市暴力団排除条例の一部を改正する

条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第50号竹原市暴力団排除条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法の規定を引用している条例について、引用条項の整理を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） 条例ができて今回は改正になるわけですが、条例ができて今日まで竹原市の中で暴力団による事案、どのような事案、何件ぐらいあるのか。そして、竹原市内には組事務所、あるいは組員、あるいは準構成員といいますか、そういった把握はどのようになっているのか、御答弁をいただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） まず、この条例を制定して竹原市においてこの条例2の事案はあるかという部分と、今現在、竹原市に暴力団員の人数ということでありませ

す。この条例の制定後についての勧告事例等については、竹原市においてはございませんが、県内では7つ県の勧告事例の報告を受けております。

それと、暴力団員につきましては、竹原市には長江組が20名という報告を受けております。

以上です。

（14番小坂智徳君「構成員というのは把握していないのか」と呼ぶ）

済みません、構成員のほうはちょっと今把握しておりません。大変申しわけないです。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 12

議長（稲田雅士君） 日程第 12、議案第 51 号平成 24 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 51 号平成 24 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人事異動等に伴う人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整するほか、事業の実績見込み等に基づく過不足額を計上するとともに、各種事業費を精算するものであります。

まず、歳出であります。議会費においては、人件費 93 万 4,000 円を減額計上しております。

総務費においては、人件費の減 1,656 万 4,000 円、総務課一般事務に要する経費として臨時職員賃金など 366 万 4,000 円、平成 23 年度国県支出金等精算に伴う返還に要する経費として返還金 3,335 万円、広島海区漁業調整委員会委員選挙に要する経費として報酬などの減 83 万 4,000 円、合わせて 1,961 万 6,000 円を追加計上しております。

民生費においては、人件費3,805万9,000円、特別会計歳入補填に要する経費として国民健康保険特別会計繰出金1,076万5,000円、介護保険特別会計繰出金の減661万9,000円、自立支援給付に要する経費として介護給付費や訓練等給付費など4,918万1,000円、保育事業に要する経費として代替保育士賃金など610万3,000円、施設整備に要する経費として保育所施設整備事業補助金8,619万8,000円、放課後児童クラブに要する経費として指導員報酬159万6,000円、母子父子家庭援護に要する経費として施設入所措置費385万4,000円、合わせて1億8,913万7,000円を追加計上しております。

衛生費においては、人件費582万8,000円、健康診査に要する経費として後期高齢者健診委託料148万円、合わせて730万8,000円を追加計上しております。

労働費においては、人件費78万円を減額計上しております。

農林水産業費においては、人件費347万7,000円を減額計上しております。

商工費においては、人件費349万7,000円を追加計上しております。

土木費においては、人件費の減938万6,000円、特別会計歳入補填に要する経費として公共下水道事業特別会計繰出金の減1,232万円、合わせて2,170万6,000円を減額計上しております。

教育費においては、人件費の減6,761万9,000円、施設整備に要する経費として忠海西小学校屋内運動場の耐震補強に係る工事請負費1,000万円、合わせて5,761万9,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、国庫支出金2,651万7,000円、県支出金6,932万円、諸収入148万円、市債3,040万円を追加計上するとともに、一般財源として、前年度繰越金732万5,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億3,504万2,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ120億9,823万8,000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

民生費においては、このたび補正予算として計上しております保育所施設整備事業補助金について、事業完了が来年度となることから繰り越すものであります。

土木費において、新開地区都市再生整備事業については、施工に当たり関係者との協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、忠海西小学校体育館の補強工事、耐震化工事について伺います。

先ほど市長の説明がありましたように、今回の補正で忠海西小体育館の耐震補強工事1,000万円かけているという説明でありました。簡単な資料をいただいているのは、この補強箇所、壁、ブレース新設が2カ所と、あとは鉄骨控柱新設3カ所という、この補強箇所という説明資料をいただいておりますけれども、要するに今回の1,000万円の工事によって、I s値、現在、0.04ということで最も危険な体育館という、学校施設ではですね、0.04というI s値ですから、大変危険な状況があったということで、今回の工事によってこの0.04のI s値が幾らになるのか、そういった工事をされるのかということの説明と、それに係って、今度はこの工事を完成した段階で市の教育委員会がことし4月に通知しておりました体育館の使用ということがあって、大ざっぱに言えば、この忠海西小の体育館で全学年を対象にした始業式や卒業式等の学校行事がありますし、体育授業、跳び箱とか、マット運動とか、その学年に応じた体育館を活用する授業がありますし、ネットゲーム、ソフトバレー等々の学年ごとの授業があります。こういった耐震補強工事をやって、市の教育委員会がことしの4月1日出しているこの体育館で行う教育活動ですよ、これが今度の補強によって全てできると、卒業式を含めてですね、というふうにちょっと解釈していいのかどうかを説明していただきたい。

それから3点目は、市の耐震化実施計画というのがありまして、先ほど言ったように、I s値がここが一番低いわけで、忠海西小体育館が一番低いということで、一番の計画に入っていますけれども、0.3未満の3校の耐震化を24年度、25年度で実施するという計画があります。ですから、この1,000万円はやる、それで、耐震、I s値の強度がどこになるのかということが最初の1問の質問と、2つ目には、4月1日に教育委員会が出した体育館の使用についてという通知の内容、この使用許可ということが実際可能なのかどうか。それから3点目は、従来どおり、このI s値0.3未満の耐震化を予定どおり忠海西小体育館についてもやるのかどうか。そこの3点を伺っておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 忠海西小学校の屋内運動場の耐震化工事でございます。

忠海、現在、忠海地区は小中一貫校設立に向けて校舎整備、設計を行っております。そういった小中一貫校に向けた準備を進めておりますので、平成27年度開校を目指して準備を進めております。

小中一貫校設立後は忠海西小学校の屋内運動場は使用しなくなる可能性があるということで、現時点では全面的な改修は難しいというふうに考えておまして、このたびは応急的な簡易補強を行うというものであります。

それで、I s 値でございますけれども、現在、I s 値が0.04となりますけれども、この工事によりまして、I s 値が0.31程度に上がるのではなかろうかというふうに考えております。

その改修後の使用についてでございますけれども、これはまた学校とも協議をしながら決めていきたいというふうに思いますけれども、ほぼ使用できるのではなかろうかというふうには思っております。

ほかのI s 値が0.3未満の学校施設につきましては、竹原小学校、賀茂川中学校、来年度、耐震化工事を実施する予定としております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 確認ということを含めて質問になろうかと思うんですが、要するに現在のI s 値、忠海西小体育館のI s 値が0.04、これが0.3になるというふうに説明があったと思うんですが、それで確認したいのと。

その0.3になれば、先ほど教育委員会がことしの4月1日に体育館の使用についてという通知を出しておりますけれども、この使用許可、さっき言った全校生徒とか、各学年での体育授業とかいうことはいろいろ協議して、十分可能だというふうにもう一回確認しておきたいというふうに思います。

それから、ちょっと気になったのは、小中一貫教育のかかわりでの準備で平成23年度という、全面改修は難しいというような御答弁があったというふうに私は理解するんですけど、私は大変驚きを持って今の答弁聞いたんですね。私は、いろいろ小学校、中学校、市民の体育館等は市民の避難施設とかいろいろありますから、とりわけやっぱり子供さんのいうんで一定程度やっぱり安全性を担保しないと、それがまだ不十分なのに、25年

度、26年度、27年度に小中一貫教育の準備を進めているから、どうなんですかね、そこは。そこはもうちょっとね、私はこういった小学校、中学校等、コストとか無駄に金とかいうんじゃないくて、全面的にもうそこで改修すると。そこを保護者の皆さんが、あっ、それなら安心だという、全面改修があつてこそ初めて市としての責任が、教育者としての責任が果たせるんじゃないんですかね。お金がないからちょっと我慢してくれよと、臨時に1,000万円やったけれども、あと24年、25年、0.3で地震が来た場合はわからんよという姿勢では私は余りにも無責任だと。そう思わざるを得ませんね、何かねえ。だから、あえて私はこの間ちょっと総務文教委員会の傍聴させてもらって、端的に言えば、この1,000万円やったら、小中一貫教育やるから、それ以後は使わんようになるからという、そこの一貫教育の準備のところにだけに合わせてね、24年度、25年度、26年度、どうするんですか。保護者が納得するんですかね。

教育長、そこはぜひあなたから責任持ってね。0.3程度でも大丈夫じゃと、ほかのところ、賀茂川中学校0.28なんですよ。竹小は0.12だからね、危ないからっていうんで、さっき言った0.3未満は24年度、25年度で改修しますということをやっているのに、何でここだけ外すんですか。安全性は担保されんのに、それで保護者に説得できるんですか。そのことを3点目としてはぜひ明確に答えていただきたい。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 忠海西小学校の耐震化の関係でございますけれども、先ほど申し上げました理由ということで、現時点では全面的な改修はなかなか厳しいというふうに考えております。で、このことについては保護者の方にも説明をさせていただいております。で、PTAの役員、また体育館の利用団体の代表者にお話をさせていただき、全面改修ではなく、簡易改修の方向で進めることを説明させていただき、おおむね理解をしていただいたというふうに思っております。

また、PTAの役員の方から簡易改修でもいたし方ないと、とにかく急いで今の状態を何とかしてくださいといったような要望もございまして、今回、25年度改修予定を前倒しをして24年度で改修をさせていただこうというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） あのね、ここは教育長が責任持って答えにゃいけんよね。いろいろ協議してとか、PTAの理解とかいろいろあるかもしれんけれども、そういった説明責

任はしなくちゃいけない、そこを私は言っているんじゃないんです。この小・中学校の耐震化計画、これ去年2月、私は資料をもらっているんですが、ここにはI s値が0.3未満の3校について24年度、25年度実施しますよと、竹小は改築ですよ、賀茂川中学校は補強工事ですよ、これはどこにあるかいうたら、震度6強に耐える、そこが来ても少なくとも安全の担保のためのあれでしょう。それが今の、特に阪神・淡路大震災以降の大きな教訓の一つで、いろいろこういう、今回の、去年の地震等もありまして、特に強調されている。

ですから、私が言ったのは、この計画を小中一貫教育があるから変えるということなんですよ。せっかくの全面改修っていうのは、この0.04を24年度と25年度で一番弱い忠海西小の体育館の分を補強工事をやる、実施設計を来年やって、25年度は工事をやるというふうになんかちゃんとなっている。これを変えんといふことですからね。だから、それは確かにいろいろ保護者とか説明されてるんでしょうけれども、きちっと教育長が責任持って答えにゃいけんよね。これを変えんといふことだから、大きな方針を。私が今まで言ってきたのは、この震度6強の地震に耐えるような耐震補強工事、改修工事をやらなくちゃいけない。いろんな人がいろいろ出しましたよ、意見を。まあ、予算がいろいろあるんでしょから、最低限この0.3未満を24年度、25年度でやる、こういった最低限の基準を変えるということになるんですよ。保護者の理解というのは確かに必要なんだろうけれども、私は教育者の視点をあなたに聞いているわけだから。それは松本、心配ないと、0.3でも震度6強が来ても大丈夫じゃといふのは、公の場で言ってくれないと困るよね、それは。せっかくこういう計画を変えんといふことだからね。ちゃんとそこはやってくれんと、保護者に責任持てんよ。ええかげんに説明しちやいかんよね、あなたは。だから、この計画では私は遅いと思うけれども、前倒しでやれえといふ意見は出してますけどね。せっかくやった24年度、25年度での補強工事をやると、パーフェクトじゃないかしらんけれども、震度6強には耐えるようなね、最低限やろうじゃないかという基準じゃないですか。これを変えんといふことだからね。1,000万円でやっても0.3程度でしょう、はっきりわしもわからんけれども。0.3じゃったら、やらにゃいけないじゃないですか、改築、補強工事を。だから、わしも大きか声で聞くよ、最後だから。

この計画を変えんといふことは、地震が来んなら、そりゃ来んことが一番いいし、誰も望んどるわけじゃないし、しかし、我々はいろんな政治家や行政の執行者は、この計画に基づいて、これでやっぱり一旦決めてやろうと、これじゃったら、まあ6強の地震が来て

も何とかクリアできるだろうと、私はこれは最低限の基準、補強計画だと思いますよ。これをやっぱり変えるということは、よっぽどあなたが別の指針でやらないといけませんよ。ですから、私はもうそこを0.3になったとしても、1,000万円の補強工事をやって0.3になったとしても、改修工事の基準から外れとるわけじゃなしに、予定どおりやっぱりやらなくちゃいけないんじゃないんかということをおは言いたいわけですよ。だから、小中一貫教育があるから二重投資になるというレベルの問題じゃない。命に係る問題は、私はそのコストでははかれない、無条件でやるべきじゃないんですかね。そこをはっきりしてくださいよね。だから、教育者として教育長トップとして、安全を担保できとるよ、松本、そんなこと心配せんでええと、0.3になる、でも、震度6強来たとしても潰れることはない、だから、ここの忠海西小だけはああするんじゃと、そこを明確にぴしっと答えてくださいよね。そうでないと、安全、せっかくやった計画を変えるんだからという、これは繰り返し言うけど、責任ある答弁してください。

議長（稲田雅士君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 松本議員おっしゃいますように、学校教育におきましては、安心・安全な教育環境づくりというのは大変重要な中身であるというふうに認識をいたしております。

今回の改修工事に関しまして、0.31という数値、I sの数値が出ておりますけれども、学校行事、あるいは体育の授業等々、体育館を使う活動に関しましては十分可能であろうかというふうに捉えております。

また、今後におきましては、市長部局、あるいは保護者、あるいは地元の住民の方と十分に協議してまいりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第13

議長（稲田雅士君） 日程第13、議案第52号平成24年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第52号平成24年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事異動等に伴い、人件費について調整した結果、人件費1,076万5,000円を追加計上しております。

諸支出においては、特定健診等事業費精算に伴う返還金に要する経費として、過年度返還金30万円、合わせて1,106万5,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。繰入金1,076万5,000円を追加計上するとともに、前年度繰越金30万円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,106万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ37億4,815万9,000円となるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第14

議長（稲田雅士君） 日程第14、議案第53号平成24年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第53号平成24年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事異動等に伴い、人件費について調整した結果、358万円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として諸収入874万円を追加計上するとともに、一般会計からの繰入金について1,232万円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ358万円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ7億4,940万8,000円となるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15

議長（稲田雅士君） 日程第15、議案第54号平成24年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第54号平成24年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事異動等に伴い、人件費について調整した結果、661万9,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。一般会計からの繰入金について同額を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ661万9,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ32億8,472万4,000円となるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16・日程第17

議長（稲田雅士君） 日程第16、議案第40号平成23年度竹原市歳入歳出決算認定について並びに日程第17、議案第41号平成23年度竹原市水道事業決算認定についてを一括議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 決算特別委員会委員長から報告を求めます。

決算特別委員会委員長（宮原忠行君） 決算特別委員会委員長報告をさせていただきます前に、まず、おおよそ1時間かかろうか思いますので、その点、よろしく御了承のほどお願いをいたしたいと思います。

ただいま事務局が朗読いたしましたとおり……

（発言する者あり）

御静粛にお願いいたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいま事務局が朗読いたしましたとおり、本委員会に付託されました議案第40号平成23年度竹原市歳入歳出決算認定について並びに議案第41号竹原市水道事業決算認定について、審査の経過及び結果について報告いたします。

平成24年9月14日に6名で構成される本委員会に付託を受けて以来、8回の委員会を開催し審査をいたしました。審査に当たりましては、予算の執行が関係法令の規定に準拠し、適正かつ公正、効率的に執行され、予測された政策効果が達成されているか、歳入は予算計上額が確保されているか、また、歳出は予算に計上されたとおり執行されているか、さらに財産が適法かつ公正に維持管理されているか等について、決算書並びに附属資料はもとより、関係帳票、さらには従前を上回る資料の提出と説明を求めるとともに、地域情報基盤整備事業に係る公有財産の管理状況、NPO法人への補助金等に係る支出が適法になされているかの2点について現地調査を実施し、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第40号平成23年度竹原市歳入歳出決算認定については、次のとおり指摘と要望、意見を付し、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

我が国の経済情勢は債務危機に端を発したヨーロッパの経済不況や世界の工場として世界経済を牽引してきた中国経済の成長鈍化と労働問題に端を発した経済摩擦問題というダブルショックにより、自動車産業や電気産業、観光産業を初めとする国内産業が打撃を受けていることに加えて、減税の期限切れと厳しい歳出抑制策を強いられるというアメリカ

財政の崖問題による影響が予測され、深刻な景気後退局面を迎えようとしています。

こうした国内外の深刻な閉塞状況にもかかわらず、本市を取り巻く経済状況は、電発新1号機建設や市内主力企業の電池工場の稼働と竹原工業・流通団地へのメガソーラーやペットフード総合卸売業者の相次ぐ立地によって展望が開けつつあります。また、震災特需による発電力の大幅増により、法人市民税は当初予算を7,897万1,436円上回る3億5,884万4,436円と、3年前の水準を回復することとなりました。

こうした状況の中で、平成23年度一般会計歳入歳出決算において、引き続き実質収支2億8,117万3,000円の黒字を確保されたことについての財政運営に係る努力は高く評価されるべきものと考えます。

しかしながら、平成23年度一般会計における歳入決算額は121億1,093万5,469円であり、予算現額127億5,708万262円を6億4,614万4,793円、率にして5.06%下回っています。

その要因としては、市税の決算額が予算現額を1,444万9,224円、率にして0.36%上回り、対前年度比で1,299万8,900円増加したこと、また、地方交付税が予算現額と比較して1億2,320万8,000円増加したにもかかわらず、国庫支出金が予算現額と比較して7,937万3,788円、率にして5.81%下回ったこと、さらには県支出金が予算現額と比較して3億6,406万8,328円、率にして22.8%下回ったこと等が上げられます。

市税における予算現額と決算額との差額、すなわち剰余金との比較では、平成23年度は前年度と比較して約14.09倍となる1,444万9,224円、収納率において0.72%向上し、平成22年度決算特別委員長報告において指摘した財政弾力性を改善するとともに、平成24年度においては税務課徴収係職員1名を増員し、自主財源確保の努力がされていることについて、決算特別委員会として一定の評価をさせていただきます。

しかしながら、一定の改善が見られ、実質収支の黒字化が維持されているとはいえ、歳入予算に対する歳入欠陥額は依然として大きなものがあり、歳入は、予算に計上された額が確保されているかという決算審査の重点事項とされている観点からすれば、課題が残されています。

以上のことを前提として歳入について申し上げます。

平成23年度の市税の徴収率は前年度を0.72%上回る92.88%となっていま

す。その内訳は次のようになっています。

個人市民税の収納率については前年度を1.56%上回る92.87%、法人市民税についても対前年度比で1.18%上回る96.48%、固定資産税も対前年度比0.11%増の91.87%、軽自動車税も対前年度比0.52%増の91.21%となっていることを報告させていただきます。

次に、使用料について申し上げます。

竹原市民館使用料収入の予算額は423万8,000円となっていますが、決算額は387万4,076円であり、額にして36万3,924円、率にして8.5%下回っています。

なお、平成19年度以降、5年連続して歳入欠陥状態が続いています。

住宅使用料についても、予算現額7,129万7,000円に対して、決算額は6,649万2,294円であり、480万4,706円、6.74%下回っており、平成21年度以降、3年連続して歳入欠陥となっています。

教育使用料の幼稚園使用料についても、当初予算695万4,000円に対して、決算額は627万6,700円となっており、額にして67万7,300円、率にして9.74%下回っています。しかも、平成18年以降に限ってみても、6年連続して歳入欠陥状態が続いています。また、美術館入館料についても、当初予算額67万円に対して、決算額は19万8,040円であり、額にして47万1,960円、率にして70.44%も下回っており、幼稚園使用料同様、平成18年以降に限ってみても、6年連続して歳入欠陥状態となっています。さらに、特別展入場料についても、当初予算392万円に対して、決算額は314万1,800円であり、額にして77万8,200円、率にして19.85%下回っています。美術館使用料についても、20万4,000円の当初予算に対する決算額は22万2,681円であり、9.16%下回っています。

駐車場使用料については、予算現額116万8,000円に対して340万7,050円となっていますが、当初予算比で超過額は223万9,050円であり、約2倍となっています。平成18年度以降、6年連続して決算額が当初予算額を大きく上回っており、予算編成時における要求、査定の両面における問題が内在化していることを指摘せざるを得ません。財政民主主義の予算厳密性の原則にのっとりた予算編成の実現が望まれるところです。

督促手数料については、納税、納付者の納付手段の選択可能性の多様化によるサービス

と収納率向上に向けたコンビニエンスストアにおける納税、納付を可能とする督促手数料廃止のための竹原市手数料条例が平成21年12月第4回定例会議において可決、成立し、既に2年が経過しました。しかしながら、市税において2,200件分、11万円の予算に対して、1,256件分、6万2,800円の決算額が計上されています。また、国民健康保険税についても1,360件分、6万8,000円の予算に対して、669件分、3万3,450円の決算額が計上されています。さらに、介護保険料についても60件分、3,000円の予算に対して、119件分、5,950円の決算額が計上されています。予算要求、査定、決済、会計課収納に係る各行政過程のコンプライアンスに関する認識が問われており、早急に改善される必要があることを指摘せざるを得ません。

諸収入、雑入の当初予算額は9,792万9,000円でしたが、決算額は1億599万7,989円となっており、当初予算比で806万8,989円、率にして8.24%の増額となっています。その要因は、広島県市町村振興協会市町村交付金の1,274万5,269円を初めとする9事業について、当初予算に計上されていなかった決算額が、総額2,090万8,702円に上っていることが上げられます。予算編成時における財源補足と予算編成作業における事業選択等々の問題に鑑みると、また、議会における予算の民主的統制という観点から見て、決して見過ごすことのできない問題であり、平成25年度の予算編成においては、全ての財源補足に努め、前述した予算総計主義の原則を初めとする完全性の原則、厳密性の原則等々の財政民主主義の諸原則を貫徹するための職員の意識改革を初めとする体制整備を急ぐ必要のあることを指摘しておきます。

国民健康保険特別会計における歳入決算額36億4,771万6,940円は、予算現額38億9,506万6,000円を2億4,734万9,060円、率にして6.35%下回っています。この歳入欠陥状況を前年度と比較してみると、額にして1億696万9,819円、率にして76.20%拡大しています。その理由としては、国民健康保険財政の骨格を形成する国民健康保険税における予算現額と決算額との差額が、前年度と比較して額にして718万2,136円、率にして275.98%上回ったにもかかわらず、国庫支出金が2,720万4,325円、療養給付費等交付金が3,419万3,703円、共同事業交付金が2,477万1,646円下回ったこと等によるものです。また、一般会計からの法定繰入金当初予算において1億8,643万5,000円計上されていたものが、決算額としては予算額と比較して1,382万4,396円、率にして7.42%減額となったこと、さらに国民健康保険財政調整基金からの繰入金が当初予算

において2億3,906万3,000円計上されていたものが、決算額としては予算額と比較して1億7,506万3,000円、率にして73.23%減額となる6,400万円となったこと等が上げられます。

介護保険特別会計における予算現額と決算額との差額は7,166万7,634円、率にして2.27%下回っています。これを前年度と比較すれば、額にして1,259万1,405円、率にして0.41%圧縮、改善されています。しかしながら、介護保険料においては予算現額5億1,200万4,000円に対して、決算額は5億477万2,641円となっており、額にして723万1,359円、率にして1.41%下回っています。これを前年度との比較で見れば、額にして324万9,413円、率にして0.63%悪化しています。

なお、介護保険料について特筆すべきことは、平成21年度までは決算額が予算現額を上回る黒字状態が続いていましたが、平成22年度並びに23年度決算において連続して決算額が予算現額を下回るという歳入欠陥状態が続いており、しかも、拡大しているということです。その要因の一つは、普通徴収保険料の徴収率が平成18年度以降に限ってみても、6年連続して低下していることが上げられます。予算編成並びに徴収体制、職員の意識を含む抜本的な改革が焦眉の急務であることを指摘しておきます。

後期高齢者医療特別会計における決算額3億8,072万7,861円は、予算現額3億8,833万円を額にして760万2,139円、率にして1.96%下回っています。これを前年度と比較すれば、額にして360万1,028円、率にして0.92%と歳入欠陥状態が拡大しています。

こうした歳入欠陥状態を後期高齢者医療保険料について見ると、平成20年度の制度発足以来、一貫して続いており、予算編成時における最大の課題の一つとなっていることがわかります。後期高齢者医療保険料が国民健康保険税や介護保険料と異なって、竹原市の課税自主権に基づくものではなく、広島県後期高齢者医療広域連合が算定した保険料の分賦を受けて、各納付義務者に配賦するという仕組みから来る構造的な問題をはらんでいることが大きな要因として考えられるところであり、問題解決のための制度並びに運用の抜本的な改革が求められています。広域連合に対し問題提起をし、抜本的改革を実現して、予算編成上の障害の除去と保険料賦課に対する信頼性の向上が急務となっていることを指摘させていただきます。

いずれにしても、介護保険料、後期高齢者医療保険料における歳入欠陥状態の常態化は

従来の歳入見積もりの修正ないしは方向転換の必要性を明示しているものであり、平成25年度予算編成においては決算数値等に基づく客観的かつ的確な歳入見積もりをする必要と、やむを得ない事情により決算額が議会承認に係る予算現額を下回る場合には、減額補正予算を組み、議会承認を経て、社会保障制度等に係る受益と負担の関係性を常に民主的政治統制のもとに置き、そのバランスの維持に政治的緊張関係を保たせる必要があることを昨年度同様に指摘せざるを得ないところであり、早急なる改善を求めるところであります。

港湾事業特別会計についても、決算額が予算現額を106万7,147円、率にして2.43%下回っています。しかしながら、前年度との比較では歳入欠陥額は111万5,644円、率にして2.7%圧縮、改善されています。

なお、平成22年度決算において指摘した207万3,152円の港湾施設使用料未収入問題については、完済されていることを報告させていただきます。

公共下水道事業特別会計における決算額6億2,348万5,193円についても、予算現額を1,877万807円、率にして2.92%下回っています。これを前年度と比較すれば、歳入欠陥額は1,883万8,459円、率にして50.09%圧縮、改善されています。その理由としては、下水道負担金の決算額が予算現額927万6,000円を270万1,800円上回る1,197万7,800円となっていること、また、下水道使用料の決算額についても、予算現額4,586万円を22万1,269円、率にして0.43%上回ったこと等が上げられます。

なお、平成23年度の下水道使用料収入については、平成18年度の終末処理場供用開始時の213万7,614円と比較して、約21.55倍の4,608万1,269円となっています。

次に、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納状況について申し上げます。

国民健康保険税については、現年度課税分が対前年度比0.10%増の93.61%となっており、平成21年度において特別調整交付金が交付されなかった緊急事態を前年度同様、回避したことは評価されるべきものと考えます。滞納繰越分についても対前年度比1.45%増の11.53%、全体で0.32%増の69.91%となっています。

介護保険料の収納率については、前年度を0.20%下回る97.95%となっています。市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の収納率がそれぞれ前年度を上回って

いるにもかかわらず、介護保険料だけが前年度を下回っていることを指摘しておきます。

後期高齢者医療保険料の収納率についても、前年度を0.09%上回る99.33%となっています。

還付未済額について申し上げます。

市税における還付未済額は16万8,301円、収入済額40億7,904万5,224円に対する比率では0.00413%となっています。これに対して国民健康保険税については収入済額6億1,872万2,572円であるのに対して、還付未済額は34万9,333円であり、収入済額に対する比率は0.05646%となっており、市税と比較すれば1桁違う高率となっています。

介護保険料についても、収入済額5億477万2,641円に対して、還付未済額は30万9,093円、収入済額に対する比率では0.06123%となっています。さらに、後期高齢者医療保険では、収入済額2億7,344万9,409円に対する還付未済額は41万4,330円であり、収入済額に対する比率は0.15152%となっており、国民健康保険税や介護保険料に比べて異常に高い数値となっています。

いずれにしても、市税と比較して、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等社会保障に係る納付、納入金の還付未済率が高くなっており、しかも、その傾向は長期、固定化しており、構造的な問題となっていることを指摘せざるを得ません。抜本的な改革を求めます。

平成23年度一般会計における不納欠損額は前年度と比較して3,352万4,682円、率にして65.91%減の1,733万8,646円となっています。また、平成22年度決算において指摘した地方税法第18条に規定する消滅時効による不納欠損は対前年度比73万1,433円減の248万4,184円であり、不納欠損全体に占める構成比は対前年度比12.03%増の18.98%となっています。消滅時効制度は権利の上にあぐらをかいて債権保全の権利を行使しない者を保護する必要はないという市場主義社会における大原則に基づくものであり、市民の財産である租税債権保全義務を有する行政としてあってはならないこととされています。また、そのことは地方税法が規定している徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止等々の行政救済措置が適切かつ有効に機能していないことのあらわれであり、早急に是正される必要があることを指摘しておきます。

国民健康保険税における不納欠損額2,163万7,986円は、前年度と比較して、額にして485万9,304円、率にして28.96%増加しています。

介護保険料における不納欠損額67万6,186円は、前年度と比較して、額にして43万317円、率にして38.89%減の67万6,186円となっています。

水道使用料における不納欠損額87万8,454円は、前年度と比較して1万7,134円、率にして1.91%減少しています。

歳入について総じて言えば、前述したとおり、実質収支の黒字化が維持され、財政の持続可能性が引き続き維持されていることについては高く評価されるべきものであります。しかしながら、財源の予測と補足等々について、財政民主主義の根幹を形成する予算完全性の原則、厳密性の原則、また、手数料等市民の財政的負担については、必ず条例に基づかなければならないという条例主義の理念、原則を再確認されることが焦眉の急務となっていることを指摘せざるを得ません。

歳出については、決算審査の着眼点とされている、歳出は予算に計上されたとおり執行されたかという観点から、不用額について申し上げます。

平成23年度一般会計歳入歳出決算における不用額は4億3,942万9,869円であり、前年度と比較すれば7億2,660万9,445円、率にして623.14%減となっています。その内訳は次のとおりとなっています。

総務費の不用額は前年度との比較において2億1,709万5,446円、率にして81.22%減の5,018万7,177円となっています。また、総務費の不用額が一般会計決算における不用額に占める割合は11.42%であり、総務費の不用額のうち総務管理費が91.35%を占める4,584万6,238円となっています。

なお、総務費・一般管理費の人材育成に要する経費に係る自主研究グループ活動助成費については、平成15年度に予算額20万円でスタートしましたが、決算額は10万円であり、半額が不用額となっていました。その後、平成23年度に至るまで同額が予算化されてきましたが、平成22年度の4万5,627円の執行を除いては全て不用額となっていることを指摘しておきます。

民生費の不用額は前年度との比較において789万3,765円、率にして5.82%増の1億4,344万4,615円であり、一般会計決算不用額に占める割合は32.64%となっています。

民生費の不用額のうち社会福祉費の不用額は7,613万9,666円で、民生費の不用額の53.08%を占めています。

なお、前年度との比較では、額にして1,312万111円、率にして2.08%増加

しています。

次に、民生費不用額において占有率の高いのが生活保護費の不用額4,061万2,767円であり、28.31%を占めており、前年度との比較では額にして571万5,210円、率にして16.37%増加しています。また、障害者福祉費の不用額は1,869万7,295円で、民生費の不用額の13.03%を占めており、前年度との比較では額にして476万8,546円、率にして34.24%増加しています。障害者福祉費・地域生活支援事業に要する経費の扶助費に係る成年後見制度については、平成19年度に予算化されて以来、5年間未執行となっており、制度に対する啓発もしくは運用の改善を図る等、抜本的改革が求められています。さらに、保育所費の不用額1,599万4,017円が続き、11.15%を占めていますが、前年度との比較では額にして356万946円、率にして18.21%減少しています。

衛生費の不用額は前年度比1,154万9,603円、21.72%減の6,471万6,476円となっており、一般会計決算不用額に占める割合は14.73%となっています。

不用額の主なものは保健衛生費の5,442万8,476円であり、前年度比で2,293万5,201円、率にして72.83%増加しており、衛生費不用額に占める割合は84.10%となっています。また、予防費の不用額は2,174万4,374円であり、前年度比で1,330万7,806円、率にして157.74%増加し、衛生費不用額に占める割合は33.60%となっています。環境衛生費の不用額は1,213万2,707円で、前年度比454万9,963円、率にして60.00%増加し、予算との比較では20.63%となっています。また、成人病対策費の不用額は890万4,862円で、前年度比348万6,312円、率にして64.34%増加しており、予算との比較では25.75%となっています。母子保健費の不用額は718万1,836円で、前年度比3万5,489円、率にして0.50%減となっていますが、予算との比較では28.09%となっています。

総じて言えば、民生費の予算については、厳密性の原則に立ち返る必要があることを指摘しておきます。

労働費の不用額は96万8,541円で、予算に対する割合では0.39%となっており、前年度比68万4,137円、率にして41.40%減少しています。

農林水産業費の不用額は890万1,811円で、予算に対する割合では1.1%とな

っており、前年度比105万1,868円、率にして10.57%減少しています。

商工費の不用額は1,241万5,003円で、予算に占める割合では2.70%となっており、前年度比1,141万6,093円、率にして1,142.86%の増加となっています。

土木費の不用額は4,480万8,936円で、予算に占める割合では2.95%となっており、前年度比2,586万2,362円、率にして36.60%減少しています。

消防費の不用額は2,012万5,307円で、予算に占める割合では3.34%となっており、前年度比1,646万675円、率にして44.99%減少しています。

教育費の不用額は5,725万2,457円で、予算に占める割合では5.46%となっており、前年度比4億6,431万9,309円、率にして89.02%減少しています。

国民健康保険特別会計における不用額は2億4,842万9,039円で、予算に占める割合は6.38%となっており、前年度比4,365万4,164円、率にして14.95%減少しています。主なものは保険給付費の9,453万3,338円で、不用額の38.05%を占めており、前年度比1,441万1,670円、率にして13.23%減少しています。次いで共同事業拠出金の不用額5,753万2,012円となっており、不用額の23.16%を占めており、前年度比194万4,838円、率にして3.27%減少しています。さらに、保健事業費の1,558万8,772円の順となっており、不用額の6.27%を占め、前年度比1,043万938円、率にして40.09%減少しています。

介護保険特別会計における不用額は7,166万7,634円で、予算に占める割合は2.27%となっており、前年度比1,259万1,405円、率にして14.94%減少しています。不用額の最も多いものが保険給付費の4,700万9,175円で、不用額の65.59%を占めていますが、前年度比1,658万1,627円、率にして26.08%減少しています。次いで総務費の1,297万5,788円で、不用額に占める割合は18.11%となっており、前年度比784万9,565円、率にして153.13%増加しています。さらに、地域支援事業費の1,078万4,108円の順となっており、不用額の15.05%を占めていますが、前年度比338万6,829円、率にして23.90%減少しています。

後期高齢者医療特別会計における不用額は826万1,903円で、予算に占める割合

は2.13%となっており、前年度比376万4,672円、率にして83.71%増加しています。不用額の最も多いものが広域連合負担金の680万6,804円であり、不用額の82.39%を占めており、前年度比354万3,085円、率にして108.56%増加しています。

次に、時間外勤務手当、修繕料等に関する予算の流用について申し述べます。

総務費・一般管理費に係る時間外勤務手当に係る予算額は1,132万円となっていますが、決算額は1,367万6,640円で、額にして235万6,640円、率にして20.82%の流用となっています。竹原市民館費に係る時間外勤務手当に係る予算額は12万円、決算額は32万9,019円で、額にして20万9,019円、率にして174.18%の流用となっています。戸籍住民基本台帳費の時間外勤務手当の予算額は750万円ですが、決算額は204万9,613円で、額にして129万9,613円、率にして173.28%の流用となっています。選挙管理委員会費の時間外勤務手当の予算額は5万円となっていますが、決算額は9万714円で、額にして4万714円、率にして81.43%の流用となっています。

民生費・社会福祉総務費に係る時間外勤務手当の予算額は15万円となっていますが、決算額は82万8,400円で、額にして67万8,400円、率にして452.27%の流用となっています。人権推進費に係る時間外勤務手当の予算は50万円となっていますが、決算額は57万7,753円で、額にして7万7,753円、率にして15.55%の流用となっています。保育所費の時間外勤務手当に係る予算は310万円となっていますが、決算額は373万6,574円、額にして63万6,574円、率にして20.53%の流用となっています。生活保護費の時間外勤務手当に係る予算は141万円、決算額は214万1,818円で、額にして73万1,818円、率にして51.90%の流用となっています。保健衛生総務費の時間外勤務手当に係る予算は23万円、決算額は32万8,339円で、額にして9万8,339円、率にして42.76%の流用となっています。成人病対策費の時間外勤務手当に係る予算は59万円、決算額は262万3,563円で、額にして203万3,563円、率にして344.67%の流用となっています。環境衛生費の時間外勤務手当に係る予算は7万円、決算額は26万308円で、額にして19万308円、率にして271.89%の流用となっています。保健師設置費の時間外勤務手当に係る予算は17万円、決算額は94万5,669円で、額にして77万5,669円、率にして456.28%の流用となっています。

農林水産業費・農業総務費の時間外勤務手当に係る予算は50万円、決算額は98万653円で、額にして48万653円、率にして96.13%の流用となっています。農地費の時間外勤務手当に係る予算は20万円、決算額は28万2,153円で、額にして8万2,153円、率にして41.08%の流用となっています。林業総務費の時間外勤務手当に係る予算は71万円、決算額は82万9,319円で、額にして11万9,319円、率にして16.81%の流用となっています。

商工費・商工総務費の時間外勤務手当に係る予算は140万円、決算額は387万5,524円で、額にして247万5,524円、率にして176.82%の流用となっています。

土木費・土木総務費の時間外勤務手当に係る予算は95万円、決算額は232万1,810円で、額にして137万1,810円、率にして144.40%の流用となっています。都市計画総務費の時間外勤務手当に係る予算は152万円、決算額は540万6,412円で、額にして388万6,412円、率にして255.69%の流用となっています。土地区画整理事業費の時間外勤務手当に係る予算は60万円、決算額は116万7,510円で、額にして56万7,510円、率にして94.59%の流用となっています。住宅管理費の時間外勤務手当に係る予算は83万円、決算額は103万3,691円で、額にして20万3,691円、率にして24.54%の流用となっています。

教育費・幼稚園費の時間外勤務手当に係る予算は24万円、決算額は39万674円で、額にして15万674円、率にして62.78%の流用となっています。

社会教育費・公民館費の時間外勤務手当に係る予算は6万円、決算額は36万2,019円で、額にして30万2,019円、率にして503.37%の流用となっています。図書館費の時間外勤務手当に係る予算は5万円、決算額は14万1,687円で、額にして9万1,687円、率にして183.37%の流用となっています。

国民健康保険特別会計の時間外勤務手当に係る予算は80万円、決算額は104万8,280円で、額にして24万8,280円、率にして31.04%の流用となっています。

介護保険特別会計の時間外勤務手当に係る予算は100万円、決算額は131万6,976円で、額にして31万6,976円、率にして31.70%の流用となっています。

時間外勤務手当の流用については、各般にわたって広く行われており、予算編成時における各課への配分上の問題があるものと考えざるを得ません。決算統計等、データベース

に基づく合理的な運用に努められることを求めます。

次に、修繕料に係る流用について申し上げます。

民生費・保育所費の施設管理に要する費用に係る修繕料予算は190万円となっていますが、決算額は492万1,000円で、額にして302万1,000円、率にして159.00%の流用となっています。また、児童福祉施設費の放課後児童クラブに要する経費に係る修繕料予算は35万円となっていますが、決算額は122万9,425円、額にして87万9,425円、率にして251.26%の流用となっています。

土木費・道路橋梁費・道路維持費の修繕料に係る予算は2,858万5,000円となっていますが、決算額は3,141万5,562円で、額にして283万562円、率にして9.90%の流用となっています。また、河川総務費の修繕料についても予算額1,010万円に対して決算額は1,188万435円となっており、額にして178万435円、率にして17.63%の流用となっています。都市計画費の都市公園管理に要する経費の修繕量の予算額は292万9,000円となっていますが、決算額は300万5,735円であり、額にして7万6,735円、率にして2.62%の流用となっています。土地区画整理事業費・事業修繕料予算額208万8,000円に対して、決算額は657万9,783円であり、額にして449万1,783円、率にして215.12%となっています。伝統的文化都市環境保存地区整備費・景観道路・修景広場維持管理に要する経費の修繕料予算額170万円に対して、決算額は199万5,000円であり、額にして29万5,000円、率にして17.35%の流用率となっています。住宅管理費・住宅管理に要する経費の修繕料予算額1,100万円に対して、決算額は2,714万7,939円であり、額にして1,614万7,939円、率にして146.80%の流用となっています。用悪水路費・修繕料予算額200万円に対して、決算額は311万2,137円であり、額にして111万2,137円、率にして55.61%の流用となっています。

教育費・小学校費・施設維持管理に要する経費3,838万1,000円に対して、決算額は4,364万4,308円であり、額にして526万3,308円、率にして13.71%の流用となっています。社会教育費・公民館費の施設管理に要する経費の修繕料予算170万円に対して、決算額は189万5,069円であり、額にして19万5,069円、率にして11.47%の流用となっています。図書館費・施設管理に要する経費433万6,000円に対して、決算額507万4,560円であり、額にして73万

8, 560円、率にして17.03%の流用となっています。美術館費・施設保守管理に要する経費の修繕料予算60万2,000円に対して、決算額は100万6,112円であり、額にして40万4,112円、率にして67.13%の流用となっています。保健体育費・体育施設費・体育施設管理維持に要する経費の修繕料予算は210万円であるのに対して、決算額は225万795円であり、額にして15万795円、率にして7.18%の流用となっています。

修繕料は公有財産を使用する上での安全・安心、園児、児童・生徒の情操教育の観点等から必要不可欠なものであり、当初予算に計上し、議会統制に委ねて、公共施設のあり方とあわせて議論される必要があることを指摘しておきます。

次に、職員給与の水準について申し上げます。

平成23年度決算における職員給与のラスパイレス指数は、前年度と比較して0.2ポイント増の103.0となっています。平成23年度のラスパイレス指数の全国平均は0.1ポイント増の98.9となっていますが、平成16年から8年連続で国家公務員を下回っています。また、ラスパイレス指数が100未満の市町村は指定都市及び中核市を除いた1,677市町村のうち1,484市町村、率にして83.2%にも達していません。

なお、竹原市におけるラスパイレス指数の全国順位は前年の29位から17位へと上昇しています。竹原市の一般行政職の初任給は、国に比べて大学卒で6,600円高い17万8,800円、高校卒で9,700円高い14万9,800円となっており、ラスパイレス指数を押し上げる要因の一つとなっています。地域経済動向、市民所得や生活水準との比較における職員給与の妥当性をどこに求めるか、検討を迫られていることを指摘しておきます。

その他指摘、要望事項について申し上げます。

初めに、雑入として計上されている地域情報通信基盤施設等賃貸料1,013万4,995円の細節について指摘しておきます。この施設等賃貸料の内容は、竹原市の公設に係る地域情報通信基盤施設の運用に要する電気代、電柱使用料、電気施設保安業務、損害保険料、民地借地料として支払ったもの、すなわち役務費として支払ったものを会計年度末に相手方に請求し、支払いを受けるというものであり、基本的には返還金に近いものです。一般的に細節の名称は、それを読めばその費目が何を意味しているのか、容易に想像ないしは理解できるように設定されています。例えば、同じ雑入に計上されている道の駅

売り上げ等収益金がそれです。財政民主主義の基本原則の一つである明瞭性並びに公開性の原則に即して、平成25年度予算編成において改善されるよう指摘しておきます。

2点目として、自主財源の大宗である市税、料、使用料等の徴収努力の不足を指摘する意見と、差し押さえ等の滞納整理事務に対する地方税法第15条に規定する徴収猶予、同法第15条の7の滞納処分の執行停止、国税徴収法第75条、第76条、第77条、第78条に規定する差し押さえ禁止条項を遵守し、零細自営業者の営業と生活に支障を生ずることのないよう、最大限配慮する必要があるとの指摘と要望がありました。

3点目に、竹原市国民健康保険被保険者資格証明書の交付件数については、平成18年度の95件が平成23年度は42件となっており、平成18年度比で件数において53件、率にして55.79%減少していますが、前年度比では4件、率にして10.53%増加しています。国民健康保険制度が命にかかわる問題であることに鑑みて、竹原市国民健康保険被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差止めに関する事務取扱要領第2条の資格証明書の交付対象者並びに第5条に規定する資格証明書の解除条項の、より厳格な運用を求める指摘がありました。決算特別委員会としては、滞納状況、職員対応の物理的限界性、国民健康保険制度における厚生労働省並びに広島県の指導、関与の法的根拠等々に鑑みれば、竹原市における資格証明書交付事務はおおむね妥当であるとの結論に達しましたが、引き続き生命尊重行政の推進に努められるよう要望します。

4点目に、決算特別委員会に提出された平成23年度市税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道負担金、下水道使用料の滞納者数及び所得階層調査によれば、年間所得50万円未満の絶対的貧困層が未申告者も含めて92名確認されています。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に係る該当者に限定しても54名確認されており、何らかの救済措置が講じられないか、あるいは全国市長会等を通じて国に問題点を指摘し、対策を求めるよう努力していただきたい旨の要望がありました。

5点目に、文部科学省の小・中学校等の就学援助制度の拡充にあわせて、竹原市においてもクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加援助できるよう財政措置を求める要望がありました。

6点目として、地域子育て支援事業、病後児保育事業、教育相談、一時預かり事業等、新たな公共による子育て支援、教育環境を整備促進し、定住促進を実現するための補助制度の充実、拡大について要望がありました。

続きまして、議案第41号平成23年度竹原市水道事業決算認定については、次の意見

を付して、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

滞納に係る使用料の徴収事務、給水停止等については、零細事業者の営業廃止や生活困窮におとしめることのないよう、最低限の行政的配慮をするようにとの指摘と要望がありました。

以上をもって平成23年度竹原市水道事業決算認定についての報告といたします。

最後に、平成23年度決算特別委員会の審査に当たっては、従前に倍する資料の要望、目的を絞った現地調査の実施等、慎重審査を重ねてきました。審査が平成25年度予算の編成と執行に反映されるよう、切に要望して決算特別委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） まず、議案第40号平成23年度竹原市歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 議案第40号、2011年度の一般会計決算等認定について、私は反対をいたします。

国税庁の調査によると、民間企業や個人事業所で働く2011年の1年間に得た給与の平均は409万円です。前年に比べて0.7%減、2年ぶりの減少です。特に年収200万円以下の、いわゆるワーキングプア、働く貧困層は1,069万人で、23.4%に上る非正規雇用が貧困化の要因となっているとしています。また、高齢者の生活の支えとなっている年金も3年間で2.5%カットする年金法案が衆議院の解散前日の11月15日に衆議院本会議で可決されました。これまでの自民党政権や政権交代後の民主党政権による新自由主義の政治、弱肉強食の構造改革路線が、貧困と社会的格差を広げ、生活困窮者を増大させていることは間違いないと考えるものです。

日本国憲法第25条は、全ての国民に生存権を保障しています。自治体の責務は住民の福祉の増進を図ることを厳格に定めています。今日、この姿勢が厳しく問われていると私は考えます。

決算審査における2011年度国民健康保険資格証の発行、いわゆる保険証の取り上げは42件です。病気、あるいは治療中など市民から保険証を取り上げることは断じて許さ

れないと思います。市民の命、健康を脅かす市の資格証発行は直ちに中止すべきであります。

2012年度の竹原市予算は高い国保税をさらに大幅に値上げしました。このことは国保税の支払い困難者を増加させ、市民の医療権を奪うに等しいものであります。直ちに国保税の値下げや、あるいは実効ある国保税の負担軽減を強く求めるものであります。

介護保険サービスは、市決算資料によると、2011年8月1日現在の特別養護老人ホームの入所希望者、いわゆる待機者の実態は490人、前年度455人よりふえております。施設入所の希望者がいつかなうのか、このめどさえ立っていません。この実態をこれ以上放置することは決して許されないものであります。

在宅介護サービスのサービス限度額に対する利用率は、要介護4で52.1%、要介護5で42.7%です。最も在宅介護を必要とする重度の要介護者は十分な在宅サービスが使えない、介護サービス利用料の負担に苦しむ実態は早急に改善すべきであります。介護保険あってサービスなし、こういった深刻な事態は一刻も放置できません。憲法第25条の生存権、人間の尊厳を守る社会福祉の実現を今こそ真剣に考えるべきと思います。

後期高齢者医療制度においても、決算年度の保険料滞納者は31人、所得50万円以下の人が21人、68%です。2010年度、2011年度に保険料が値上げされ、高齢者の医療権、生活権を脅かしています。高齢者の生活を支援する具体的な措置を実施すべきであります。緊急措置としては、月額年金1.5万円以下の人、無年金者の高齢者は保険料を無料化すべきであります。

次に、教育費についてです。義務教育に必要な学級教材の保護者負担は、小学校で最高月額1,268円、中学校で最高月額2,569円です。義務教育費の無償化を目指す改善措置が全くとられておりません。小・中学校の学用品代や給食費などを支給する就学援助制度は、2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が新たに支給できるように文部科学省が改善しているにもかかわらず、竹原市はなぜ支給しないのか、この改善を即刻強く求めておきます。

次に、市税等滞納問題の解決は、国税徴収法の留意事項、すなわち市民の生活や事業継続への対策を厳格に守ることを改めて強く求めます。

2点目には、公共事業のあり方についてですが、公共事業は市民の生活、暮らしを最優先に、緊急度、必要度、真に精査すべきであります。また、市内の中小業者の仕事を確保し、景気回復に有効な事業を大胆に推進すべきであります。道の駅事業や光ケーブルテレ

び事業、土地区画整理事業、圃場整備事業などは、不要不急の是非や竹原市の活性化、地域振興にどれだけ役立っているのか十分に検証し、説明責任を果たすことを強く指摘したいと思います。

デフレ不況で仕事がない多くの地元業者は苦しんでいます。今こそ市民の安全・安心を優先にした生活密着型公共事業への転換を図るべきであります。地元業者や市民が使いやすい住宅リフォーム事業の改善、学校避難所等公共施設の耐震化は無条件、最優先に実施すべきであります。さらに、個人住宅の耐震化を実効ある制度にすることや、身近な生活道路、防犯灯の設置、浸水対策、市民の命を守る急傾斜地崩壊対策事業、住環境の整備など、市民生活や地元業者の仕事確保を最優先にする事業へと転換すべきであります。

また、農業や漁業等への施策は、従事者の再生産活動を維持し、生活、暮らしを守るための支援する施策が緊急に必要であります。価格保障や所得保障を中心にした施策を自治体として第一歩を踏み出し、食料の自給率向上はもとより、食の安全な確保に積極的な役割を果たすべきと考えます。

次に、公共施設の管理についてであります。地方自治法第241条第1項は公の施設の設置目的を住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と定めています。公の施設の管理運営に当たり、必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせることができる、こういった「できる」規定を定めております。しかし、竹原市が実施する公共施設の指定管理者はコスト削減のみに重点が置かれており、特に働く人の賃金を限りなく低額に押し込み、地域を疲弊させることは明らかであります。この間の検証は指定管理者による公の施設の管理は市が財政的支援措置を充実しない限り、住民の福祉増進という本来の公の施設管理ができないことを示していると思います。私は緊急措置として、大幅な財政支援を強く求めるとともに、市が責任を持つ本来の公共施設の管理を取り戻すべきであります。

次に、私は部落差別に起因する差別事件発生の有無等の決算資料を毎年求めています。この間、部落差別事象は発生しておりません。特別扱いの事業継続は即刻中止すること、すなわち旧隣保館等の運営や部落解放同盟の団体補助金は全額削減すべきことを再度指摘しておきます。

最後に、市民サービスを支える市職員の勤務条件、労働環境は大変厳しくなっています。臨時職員等の不安定雇用は早急に改善すること、安定雇用の職員をふやし、市民サービスを充実させる環境整備を早急に具体化することを強く求めておきたいと思っております。

以上で私の反対討論を終わります。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第41号平成23年度竹原市水道事業決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 議案第41号、2011年度の水道事業決算認定について、私は反対します。

今日、市民の生活、営業は大変厳しいものがあります。新自由主義の政治がもたらす貧困と格差の拡大の問題が解決されず、その対策やセーフティーネットが極めて不十分であり、市民の暮らしを脅かしていると考えます。今こそ竹原市は憲法第25条の生存権を守る立場を鮮明にし、住民の福祉増進に努めなければなりません。

水道料金の滞納問題解決は、国税徴収法の留意事項、すなわち滞納者の市民生活や事業活動への影響を明確に把握して対応すべきであります。ところが、2011年度の給水停止は39件、国税徴収法の留意事項を確認しているとは言えません。このことは憲法第25条の生存権、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、これを奪うものと考えます。水道水給水停止という脅し、取り立てで、市民の生存権を奪うことは即刻中止すべきであります。

次は、繰り返し指摘し、改善を求めておりますけれども、県用水受水費の大幅削減に向けた県との交渉で経費削減を図るべきことを指摘して私の反対討論といたします。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定することに決しました。

日程第 18

議長（稲田雅士君） 日程第 18、請受第 24-1 号中小業者の仕事起しと、地域経済循環型の政策の一つとして住宅・店舗など住宅リフォーム助成制度創設を求める請願を議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 民生産業委員会委員長の報告を求めます。

民生産業委員会委員長（吉田 基君） ただいま事務局職員が朗読いたしましたとおり、本委員会に付託されました請受第 24-1 号中小業者の仕事起しと、地域経済循環型の政策の一つとして住宅・店舗など住宅リフォーム助成制度創設を求める請願については、採択すべきものと決しましたので、その審査の経過について報告いたします。

平成 24 年 6 月定例会において本委員会に付託を受けて以来、3 回の委員会を開催し審査いたしました。

審査の過程では、請願者を参考人として招致し、願意の再確認を行う一方、また、9 月議会における単年度型の高齢者、障害者、子育て対応の助成制度の制定を受け、今後の制度の発展性も考え、審議する必要があるとの意見をもとに、あらゆる制度の予算、利用状況等の資料も参考にしながら慎重に審査を進めてまいりました。

結果、最終的に表決し、採択いたしましたものであります。

以上で御報告を終わります。

議長（稲田雅士君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

1 番。

1 番（山元経穂君） この住宅リフォーム助成制度創設を求める請願についてであります。私は委員会も違いますので、より詳しい制度内容について、1 回生の私が大変恐縮ではございますが、委員長に説明をいただければと思います。何とぞ委員長よろしくお願

いたします。

議長（稲田雅士君） 民生産業委員会委員長。

民生産業委員会委員長（吉田 基君） 制度の内容というよりは、審議の経過、審議内容についての質疑というふうを受けとめて若干御説明をさせていただきたいと思います。

24年8月8日に第1回、紹介議員の中小企業者の仕事確保のため誰もが利用できる住宅リフォーム助成制度をつくってほしい、請願者の意を踏まえた委員からの説明があり、それに加えて理事者側から県内の状況等の説明がございました。また、他の委員より、次回へ資料要求をしてもっと具体的な審議をするべきであろうということがあり、それに踏まえて、竹原市の状況をもいまま少し考えていくべきであろうという、そういう第1回目の委員会での審議であったと、このように思っております。

同時に、2回目については、紹介議員、並びに対象を大きく広げた利用しやすい制度をつくってほしい、現状では委員会が議会に対し継続審査を要望し、その審議の上、12月の議会で結論を出すということで参考人の説明を受けたと、このように思っております。

10月11日の第3回目の参考人の意見を聴取し、そして、中小企業者は幅広い人が利用できる制度をつくってほしい、その中で賛成委員の意見としては、まず、制度をつくってから改善していくことが望ましい、その上、反対意見の者は市の制度の利用の様子をいまま少し鑑み、制度そのものについてもっと明確にしていく必要があるということ、3回目でのこのときに採決をいたしたものであります。賛成、反対、可否同数において、委員長において委員長決裁ということ、採択に決したものでございます。

以上をもって、審議について報告にそごが少しあったかもわかりませんが、細部については、次の質問があればお答えをさせていただきたいというふうに思います。

以上をもって答弁といたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

9番。

9番（北元 豊君） 私はこの住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について反対という立場で討論に参加いたします。

今回の住宅リフォーム助成制度創設を求める請願につきましては、慎重審議を重ねてきたところでございます。平成24年9月定例会における一般会計補正予算にて、住宅リフォーム普及支援事業として補助金200万円を補正したところであり、まず、住宅リフォ

ーム支援事業の普及率並びに進捗状況を把握する必要があるという判断に基づき、以上、反対討論といたします。

議長（稲田雅士君） 14番。

14番（小坂智徳君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

現在まで、いわゆる建築業、あるいは建設業、そうした住宅関連の業者というのはいろんな意味でここ10年、あるいは15年、いろいろと不景気の中で頑張っておられる、こういった面も一面あるのではないかと、このように思うわけでございます。

また、県内の市を見ましても、安芸高田市においては、年間100棟余りの、いわゆる新築物件がある、しかし、90%はハウスメーカー、こういったところが受注をされる、そういった観点から、建設関連のそういった建築業の業者、現在では50社余りが協同組合をつくり、また、市においては若者定住のいろんな施策、あるいは分譲地を安価に分譲する、そういった市の援助策、こういったこともあるわけでございます。

こういった観点から、今回の請願につきましては、私自身はいろんな意味で支援をするのが市の役目ではないかと、こういった思いで賛成討論をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものとするものであります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本請願は採択することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

年末を控え緊急な案件のない限り、本年納めの議会となりました。

今月11日に開会いたしました今期定例会に付議された案件は、議員各位の終始熱心な御審議によりまして全て議了いたし、閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、理事者各位に対し厚くお礼を申し上げます。

特に私ごとでございますが、本年は議会人事の年に当たり、去る11月の臨時議会におきまして、議員多数の御推挙をいただき、議長の要職に就任させていただきました。重ね

て厚くお礼を申し上げますとともに、責任の重大さをひしひしと感じているところであります。この上、粉骨砕身、職務を遂行する決意でございます。

さて、世の中は衆議院選挙も終盤に入り、各党が次の政権を担うべき原発、エネルギー問題、財政再建、社会保障、TPP交渉参加など、それぞれの主張を掲げて論戦を広げているところでございますが、国内の経済は依然として低迷しており、先行きの不透明感はなかなか払拭できない状況にあります。

そうした中、我が竹原市におきましては、工業・流通団地へのメガソーラーの建設、それに続く新たな企業の進出など明るい話題もありましたが、依然として厳しい財政状況が続く中で、多様化する市民のニーズに応え、質の高い市民サービスを提供するために市政運営により一層の創意と工夫が求められます。

こうした背景を踏まえ、地方自治における議会の役割を十分に認識し、行政に対する監視機能はもとより、議会としての倫理観を持ち、市民の負託に応え、時代に即した大いなる議論が展開できるよう、議会のより一層の活性化が必要であると考えております。

終わりに、来るべき平成25年が実り多い年であることを願いますとともに、皆様方におかれましては、御健勝にて越年され、輝かしい新春をお迎えになられますよう心から御祈念申し上げます、御挨拶といたします。ありがとうございます。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長（小坂政司君） 一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、今定例会開会以来、提出させていただきました議案に対し、慎重な御審議をいただき、議了賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。今会期中に皆様方からいただきました多くの意見や御助言を真摯に受けとめ、引き続き全力で市政運営に当たる所存であります。

さて、現在、我が国においては、震災復興の加速、成長戦略、社会保障、エネルギー政策、外交、安全保障などの課題が山積し、経済においても輸出生産が減少し、雇用情勢にも改善の動きに足踏みが見られるなど厳しい状況にあります。

こうした中、衆議院議員総選挙を目前に控え、これらの主要課題についての論戦が行われておりますが、日本の再生に向け、力強い一歩が踏み出されることを期待するところであります。

本市におきましても、引き続き厳しい行財政運営を余儀なくされることが予想されます

が、本年を振り返りますと、竹原工業・流通団地への企業の誘致の促進や総観光客数が100万人に迫る見込みなど明るい兆しも見られます。来年は市制55周年となりますが、目指す将来像であります「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向け、住民の皆様との協働のもと、各施策に鋭意取り組むとともに、計画的で効率的な財政運営を推進してまいりたいと考えております。今後とも格段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

年の瀬も迫り、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、輝かしい新年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。御礼の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

議長（稲田雅士君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は12月11日から12月14日までとなっておりますが、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもって平成24年第4回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後3時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員